

午前十時開議

○平塚けいじ委員長 ただいまから区民生活常任委員会を開会いたします。

○平塚けいじ委員長 まず議事に先立ちまして、五月十一日付で理事者に人事異動がございましたので、お手元の区民生活領域の管理職一覧で御確認をお願いいたします。

本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦ 令和八年度主要事務事業について、非常にボリュームが多い資料ですので、説明については要点を絞っていただくよう、お願いいたします。

それでは、理事者の説明を願います。

○三浦世田谷総合支所長 私からは、各総合支所共通の部分と世田谷総合支所の部分につきまして御説明申し上げます。

三ページから一〇ページまで、各総合支所共通の部分を記載しております。

なお、令和八年度当初予算概要（新規・拡充事業）、令和七年度世田谷区実施計画の推進状況、新たな行政経営への移行実現プランに該当する取組につきましては当該資料とのリンクを設定し、併せて確認できるようにしております。

ただし、リンク先の内容につきましては理事者からの御説明はいたしませんので、委員の皆様におかれましては参考として御覧いただきますよう、お願い申し上げます。

以後、各部におきましても同様となりますので御承知おきください。

まず、五ページを御覧ください。ふるさとまつり協賛では、各総合支所ごとに各地区の祭りや文化活動を支援しております。

六ページをお開きください。六ページから七ページにかけては、区民の防災行動力の向上といたしまして、各種防災訓練や防災塾について実施状況等を記載しております。

八ページは、地域・地区防災力の向上といたしまして、在宅避難（マンション防災）の推進等を行ってまいります。

九ページは、地域の絆連携活性化事業といたしまして、地域の絆連携活性化補助金を交付することにより、地域の活性化に取り組む地域活動団体の自主的な事業を支援しております。

一〇ページは、生涯学習事業の体制整理といたしまして、効果的な講座の企画、運営、

地域とのつながりをどうつくっていくかの研修の実施、地域活動の担い手発掘に関する新たな短期セミナーの企画、運営の委託等を行い、体制を含めた在り方の見直しを図ってまいります。

各総合支所共通の部分は以上でございます。

続きまして、世田谷総合支所分を御説明いたします。一二ページを御覧ください。

世田谷地域「地域交流ラボ」でございます。世田谷総合支所管内に立地する五つの大学の学生が地域の抱える課題について調査研究を行い、地域住民等へ発表することを行っております。

引き続き、一二ページを御覧ください。経堂まちづくりセンター・経堂出張所の移転及び経堂地区会館との複合化でございます。令和八年度から基本設計、解体設計、実施設計を行い、令和十二年以降に施設開設に向けて取り組んでまいります。

引き続き、一二ページを御覧ください。宮坂区民センター旧玉電・江ノ電車両の補修・再塗装工事と寄附募集でございます。宮坂区民センター前に保管している旧玉電・江ノ電車両の経年劣化が進んでいるため、費用について広く寄附を募り、補修・再塗装工事を行います。

続いて、一三ページを御覧ください。世田谷区立スカイキャロット展望ロビーのあり方見直しでございます。昨年度実施したサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、次期運営管理の在り方の見直し検討をしてまいります。

世田谷総合支所分は以上でございます。

○柳澤北沢総合支所長 続きまして、北沢総合支所の主要事務事業について御説明いたします。

一四ページを御覧ください。せたがや梅まつりの開催に向けた支援でございます。地域を代表するイベントとして、今年度は第四十八回目を迎える予定ですので、区民の貴重な財産である羽根木公園の梅林や地域に伝わる伝統的な催しなど、北沢地域の魅力を区内外に発信し、実行委員会を構成する商店街、町会・自治会等の地域団体主体による事業開催への支援を通じて、区民主体、区民参加による地域活動の促進、地域住民相互の連帯意識の醸成につなげてまいります。

なお、令和八年度は、開催日程や実施内容等については、今後、実行委員会において決定する予定でございます。

北沢総合支所からは以上でございます。

○羽川玉川総合支所長 続きまして、玉川総合支所でございます。

一五ページを御覧ください。奥沢センタービル・三敬ビルの耐震化等の取り組みでございます。建物の全体管理組合の総会で決議した修繕積立金の確保に向けて、他の区分所有者と協力しながら引き続き調整に努め、耐震補強工事を少しでも早く着手できるよう取り組んでまいります。

また、現在暫定的に仮移転しております奥沢区民センターにつきましては、奥沢駅北側に民間事業者が建築中の建物への令和九年度当初の移転に向けて準備を進めてまいります。

なお、本建物の賃借予定区画の内装工事契約につきましては第二回定例会に提案いたしますので、本日の委員会で別途報告申し上げます。

玉川総合支所は以上でございます。

○鎌田砧総合支所長 続きまして、私からは砧総合支所に関します事務事業について御説明いたします。

資料一六ページを御覧お願いいたします。世田谷区たまがわ花火大会の開催についてでございます。花火大会を通じて、ふるさと意識の醸成と区民相互の絆を深めることを目的としております。令和八年度の開催日程につきましては、たまがわ花火大会実行委員会におきまして十月三日土曜日の開催が決定してございます。今年も川崎市との連携・協力に関する包括協定に基づき合同開催を予定しており、多摩川河川管理者である国土交通省や警察や消防、また、鉄道・バス事業者等の関係機関と協議、連携し、鋭意準備を進め、来場者の安全を最優先に、安全対策には万全を期して取り組んでまいります。また、翌日は会場清掃活動としてクリーン作戦を行います。

砧総合支所は以上でございます。

○堂藪烏山総合支所長 それでは、烏山総合支所の主要事務事業について御説明申し上げます。

一七ページを御覧ください。初めに、第十四回烏山地域蘆花まつりの開催でございます。町会・自治会や商店街等で構成された実行委員会との共催により、都立蘆花恒春園において開催いたします。地域で活動している団体を中心に参画していただくことで、活気ある地域づくり及び地域全体での連帯意識の醸成につなげてまいります。

次に、総合支所等の災害時の行政拠点の強化についてでございます。総合支所の非常用電源設備を増強するため、令和七年度にガス発電機の設置工事を実施予定でございました。

が、入札不調により設置することができませんでした。事業者と調整の上、工事手法を見直したところ、工期が令和九年度までかかる見込みとなったため、令和九年度の債務負担行為を設定し、工事を実施する予定でございます。当発電機の設置により、防災拠点となる地域本部機能の強化を図ります。

続きまして、上祖師谷まちづくりセンターの移転でございます。令和六年度に土地を取得した上で、基本構想を取りまとめ、昨年度と今年度で基本設計、実施設計を実施し、令和九年度から十年度で工事を行い、十年度の後半には新しい場所で開設の予定でございます。

烏山総合支所は以上でございます。

○中西生活文化政策部長 生活文化政策部の主要事務事業について御説明いたします。

一八ページを御覧ください。多様な支援による市民活動の促進でございます。NPO等による課題解決事業等に対しまして、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの手法により支援を行うとともに、団体の運営基盤の安定化や組織基盤の強化に向けた相談等の支援を行ってまいります。

次に、一九ページを御覧ください。新しい本庁舎等における区民利用・交流拠点施設の事業運営に関する検討及び開設に向けた準備でございます。事業運営委員会、部会を中心に施設の事業運営の具体的な検討を進めるとともに、十一月には区内活動団体が企画運営から参加できるオープニングイベントを二十一日間にわたって実施するなど、開設に向けた準備を進めてまいります。

二〇ページを御覧ください。高齢者の地域参加促進です。高齢者の居場所づくり、健康づくり、地域参加・地域貢献、知と学び等の取組を進めまして、高齢者が社会の一員として尊重され、生き生きと暮らし続けられるよう支援を行ってまいります。

次に、二二ページを御覧ください。文化・芸術の振興でございます。世田谷区第四期文化・芸術振興計画で掲げました将来像の実現に向けまして、基本目標の達成につながる四つの取組の方向性に基つき、取組を進めてまいります。

次に、飛びまして二四ページを御覧ください。文化施設の運営でございます。指定管理者であるせたがや文化財団の専門性を生かしまして、生活デザイン、演劇、美術、文学、音楽など、各部門との連携を図りながら施設事業運営を行ってまいります。

飛びまして二六ページ、国際交流の推進でございます。1 姉妹都市等との交流につきましては、(一) のとおり、オーストラリア・バンバリー市と、マラソン交流や、小学生親善

訪問団の受入れを行うなど、引き続き姉妹都市との交流を行ってまいります。

続きまして、多文化共生の推進でございます。世田谷区第二次多文化共生プランに掲げる三つの基本方針に基づき、在住外国人の生活支援などの取組を進めてまいります。

二八ページを御覧ください。ホストタウン交流・連携事業でございます。世田谷区はアメリカ合衆国のホストタウンといたしまして、東京二〇二〇大会のレガシーである共生のまち世田谷の実現を目指すため、ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組を庁内、米国大使館とも連携いたしまして継続してまいります。庁内連携に当たりましては、ホストタウン・共生ホストタウン連絡会において関係所管の調整を図ってまいります。

この二八ページから三〇ページにかけてですけれども、後ほど御説明がございますスポーツ振興課の主要事務事業のうち、ホストタウン交流・連携に係る事業でございます。東京二〇二〇大会のレガシーを活用し、パラスポーツの推進による共生社会の実現や、区民のスポーツ参加意欲の向上に取り組んでまいります。

三一ページを御覧ください。人権施策の推進でございます。人権擁護委員の方々と協働いたしまして、人権擁護相談の実施など、様々な人権啓発を推進してまいります。

三三ページを御覧ください。犯罪被害者等支援でございます。世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づきまして、犯罪被害者等への支援のほか、二次被害を防ぐ啓発を行ってまいります。

三四ページを御覧ください。男女共同参画の推進でございます。世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画に基づく取組につきまして、引き続き推進していくとともに、今年度末に策定する第三次男女共同参画プランの検討を進めてまいります。

飛びまして、三六ページを御覧ください。DV防止・困難な問題を抱える女性支援事業でございます。DV防止の取組を進めるとともに、世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に基づきまして、各種取組を進めてまいります。

三七ページ、三八ページを御覧ください。平和に関する普及啓発の推進です。区といたしましては、初めて中学生の広島市派遣を八月に実施いたします。また、せたがや未来の平和館を中心に平和施策を展開してまいります。

三九ページを御覧ください。地域交流・まつり事業支援でございます。本年は第四十七回せたがやふるさと区民まつりを六月六日、七日の二日間でJRA馬事公苑をメインの会場として実施いたします。また、八月開催時と同様に、熱中症対策についてはきちんと取り組んでまいります。

四一ページを御覧ください。二十歳のつどいでございます。一月十一日の成人の日に満二十歳となる方を対象として、公募による実行委員会の共催の下、今年度はせたがやイーグレットホールを会場として実施いたします。

次に、四二ページを御覧ください。健康村ふるさとづくりの推進でございます。世田谷区と相互協力協定を結んでおります群馬県川場村におきまして、世田谷区民の第二のふるさとづくりに向けまして、区民と村民の自主的かつ継続的な交流につながるよう、引き続き交流事業の推進や移動教室の受入れに取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○有馬地域行政部長 続きまして、地域行政部所管の主要事務事業を御説明いたします。

四四ページを御覧ください。町会・自治会への支援でございます。町会・自治会への支援といたしましては、世田谷区町会総連合会による地域安全安心推進、地域環境整備、コミュニティ推進、町会活性化、ホームページ運用等支援、掲示板等修繕の各事業、並びに災害時の避難行動要支援者の支援を含めた地域の支え合い活動の推進に向けた支援を通じて町会・自治会の活動を支援してまいります。

また、町会・自治会の加入促進といたしましては、昨年度に内容を刷新しました地域活動団体紹介リーフレット「世田谷へようこそ」を出張所等窓口にて転入者を中心に配布するとともに、不動産売買時等に不動産事業者からも町会・自治会の説明ができるよう、照会に応じた案内や、集合住宅の加入促進のための開発事業者への案内などを行ってまいります。

あわせて、町会・自治会活動に伴う傷害保険及び賠償責任保険を付保し、その活動を支援してまいります。

四五ページを御覧ください。区民利用施設の利用促進でございます。公共施設利用案内システム、けやきネットにより、二百二施設を対象に二万五千の団体が登録して施設を御利用いただいております。今後の取組といたしましては、昨年度に引き続き、不正利用の防止に向けた取組を進めるとともに、令和十年度のけやきネット更改に向けて、利用者ニーズを踏まえた運用の見直しや新システム選定などの作業を進めてまいります。

地域行政部の説明は以上でございます。

○渡邊スポーツ推進部長 私からは、スポーツ推進部の主要事務事業について御説明申し上げます。

四六ページを御覧いただきたいと思っております。生涯スポーツ・地域スポーツの振興でござ

います。世田谷区スポーツ推進計画に基づき、生涯スポーツ社会の実現に取り組むとともに、スポーツ振興財団と連携しながら各種事業に取り組んでまいります。また、インセンティブトライアル事業といたしまして、昨年度同様に、せたがやP a yアプリを活用した区立スポーツ施設等を巡るスタンプラリーを実施いたします。

世田谷246ハーフマラソンは今年で第二十一回目を迎えることとなります。十一月八日に開催してまいります。七月一日から三十一日までの期間で参加者の募集をいたします。また、ふるさと納税による税外収入の確保にも努めてまいります。

四七ページを御覧ください。世田谷子ども駅伝大会につきましては、子どもの基礎体力の向上やスポーツの振興を図ることを目的として実施してまいります。

四八ページを御覧ください。女子ラグビーを通じた女子のスポーツへの関心の喚起、また、スポーツ推進基金を活用したパラスポーツへの支援に取り組んでまいります。

次に、パラスポーツの推進でございます。今年度も世田谷d e ボッチャを希望丘地域体育館で実施してまいります。

四九ページを御覧ください。パラスポーツ大会の誘致・開催として、知的障がい者パラ陸上記録会・教室を日本パラ陸上競技連盟と共催で開催してまいります。また、地域団体がパラスポーツを実施するための各種用具の貸出しも行っております。

次に、東京二〇二〇大会レガシーの推進でございます。アスリート派遣事業では、区立小学校・中学校・幼稚園への派遣を行っております。

五〇ページを御覧ください。馬！ふれあい出張授業についてでございます。今年度につきましてもJ R A等と連携しまして、区立小学校二校で実施してまいります。

次に、スポーツの場の整備でございます。適切なスポーツ施設の整備として、都の和田堀給水所施設の上部利用について、令和七年度から引き続き、施設の実施設計、設置条例の制定、施設運営手法の検討、その他工事実施に向けた東京都との調整を行う予定でございます。関係者と連携しながら、これらの作業を着実に進めてまいります。

五一ページを御覧ください。スポーツ施設の整備・改修といたしまして、記載のとおり、総合運動場体育館及び陸上競技場空調機の改修工事をはじめ、各施設の改修等を行ってまいります。

拠点スポーツ施設整備事業でございます。上用賀公園拡張事業につきましては、D B O方式によりまして令和七年十月に公募型プロポーザル方式による事業者の募集を行ったところでございます。令和八年度は、参加表明のありました事業者の提案審査に係る書類の

受付、プレゼンテーション及びヒアリングを経まして、優先交渉権者を決定し、契約締結の上、設計業務に着手してまいります。

大蔵運動公園、大蔵第二運動公園におけるスポーツ施設及び公園の整備については、再整備における要件等を整理するため、令和五年度より基礎調査を実施してまいりました。令和八年度は基礎調査の結果等を踏まえまして、大蔵運動公園・大蔵第二運動公園再整備ビジョン（素案）を策定するとともに、令和九年度のビジョン策定に向けて事業者対話等を実施し、さらなる検討を進めてまいります。

スポーツ推進部の説明は以上でございます。

○**五十嵐経済産業部長** 経済産業部の主要事務事業につきまして順次御説明いたします。

まず、五二ページから五三ページ、総合的な中小企業振興施策の推進につきましては、産業振興公社が行っている事業を記載してございます。

五三ページ、産業振興公社の指導・調整では、外郭団体将来ビジョンや産業振興公社の改革方針を基に、公社とともに改革を推進してまいります。

また、五四ページ、中小企業者経営支援は融資あっせん制度であり、五五ページに一覧を載せてございます。

五六ページから五七ページ、公共的役割や街の賑わいを担う商店街の更なる発展につきましては、商店街が取り組む記載の事業につきまして、それぞれ支援をしております。

五八ページの地域経済の持続可能な発展条例及び地域経済発展ビジョンの推進では、令和六年三月に策定した地域経済発展ビジョンのアクションプラン及びソーシャルインパクト指標について、進捗状況を管理、評価検証し、施策の見直しを図るなど取組を進めてまいります。

五八ページから五九ページ、多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化では、多様な事業者の成長やチャレンジを後押しする支援事業等を進めてまいります。

六〇ページ、起業の促進及び多様な働き方の実現では、多様化する働き方やライフスタイルに応じた環境を整備するとともに、アントレプレナーシップの醸成を促す取組を進めてまいります。特に産業活性化拠点の運営としまして、昨年四月に開設したホームワークビレッジについて、事業計画に基づく適切かつ円滑な事業実施、施設の運営、管理を進めてまいります。

同じページの地域や社会の課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進では、多様な人材が交流するせたがや産業創造プラットフォーム、SETAGAYA PORTや地域・

社会課題解決に取り組む事業者への補助金制度により、ソーシャルビジネス支援等に取り組んでまいります。

六一ページの地域経済の持続可能性を考慮した事業活動の推進では、まちなか観光事業の推進として、具体の事業を産業振興公社と連携して取り組んでまいります。

次に、六二ページの区内工業の活性化と工業用地の維持・保全では、新たな技術や製品の開発、居住環境と操業環境の調和など、ものづくり産業への支援を充実してまいります。

また、建設業の活性化と地域貢献活動の後押しでは、建設業を営む中小企業者の人材育成等の促進を図る補助金を充実するとともに、団体との情報交換及び連携の強化を図ります。また、建設業の魅力や必要性を発信する新たな取組を進めてまいります。

六四ページから六五ページは就労・雇用関係でございます。誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境整備と安定雇用、地域産業の経営戦略の基礎となる人材採用促進に取り組んでまいります。具体的には、就労支援やスキル習得、マッチングの場の提供などと併せて、事業所の採用支援に取り組みます。

雇用形態等に捉われない多様な働き方が選択できる環境の構築では、高齢者就労のさらなる充実のため、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターとの連携など、就業機会の拡充に向けて取り組んでまいります。

続きまして、六六ページから六七ページは都市農業関係でございます。都市農業課では、障害者の雇用の場の創出と農地保全を図ることを目的に、農福連携事業の推進、拡充に継続して取り組むとともに、農業後継者の育成支援など、都市農業の活性化と農地の維持、保全に取り組んでまいります。

区内農産物「せたがやそだち」を活用した地域ブランドの推進では、昨年度、学校健康推進課と連携し、区内 J A、東京農業大学を交えて開発しました夏の余剰野菜トマトを活用した加工品の学校給食の利用拡大に取り組むとともに、令和八年度は新たに余剰・規格外野菜そのものを学校給食で活用いただけるよう、地産地消、エシカル消費のさらなる推進に取り組んでまいります。

最後に、六八ページから七〇ページまで、消費生活関係でございます。消費生活課では、消費者力及び消費行動についての意識向上の推進、消費生活相談の充実などに取り組んでまいります。

経済産業部につきましては以上でございます。

各部の主要事務事業の説明を以上で終わります。

○平塚けいじ委員長 本日は全体的な説明になりますが、御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 それでは次に、㊟（仮称）世田谷区立経堂複合施設整備基本構想について、理事者の説明を願います。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 それでは、（仮称）世田谷区立経堂複合施設整備基本構想について御説明いたします。

まず、1の主旨ですが、令和六年十一月に取りまとめた経堂まちづくりセンター・経堂出張所の移転及び経堂地区会館との複合化についてにおいて、経堂まちづくりセンター及び出張所の老朽化、狭隘化を解消するため、経堂地区会館との複合化による施設整備をすることとしましたが、本整備方針を踏まえ検討を進め、（仮称）世田谷区立経堂複合施設整備基本構想案を取りまとめたので報告するものでございます。

2基本構想の概要ですが、㊟基本的な考え方は二点ございます。

一点目が、経堂地区会館のある区有地に、経堂出張所、まちセン、あんすこ、地区社協、地区会館の各施設を合築、複合化する整備を図るとともに、今後の利用者の増加や利便性の向上を見据え、執務スペースや相談室など、必要な面積を確保すること。

二点目が、まちセン、あんすこ、地区社協の三者が一体となり、身近な福祉相談に対応する地域包括ケアシステムの地区展開に取り組み、区民に分かりやすい、身近な窓口の一体的な整備を進めることです。

㊟基本方針は、五点ございます。一点目が、地域コミュニティの交流拠点として地区の総合調整機能を担い、身近なまちづくり活動の支援、防災力の向上、区民との対話を推進する。また、区民同士の交流が生まれ、人と人とのつながれるような開かれた施設とする。

二点目が、本複合施設においては五つの行政機能が同一の建物で事業を運営するため、連携を図りやすく配置するとともに、来庁者の流れがスムーズに行われるよう、動線・機能面などに配慮した施設とすること。

三点目が、あんすこ、地区社協、地区会館が一体化することにより、それぞれの事業の活動場所を効率的に確保し、同一施設内で活動できるよう、会議室の面積や配置等を検討

すること。

二ページを御覧ください。四点目が、水害時の避難場所、震災時の帰宅困難者支援施設等の機能を有する経堂地区会館と拠点隊が一体化することで、災害時の運営や連携、情報提供がスムーズに行えるような施設とすること。

最後に五点目ですが、施設の複合化により、敷地と建物を集約し、単独で整備した場合よりも建築経費、延べ床面積、維持管理経費等の節減を図ることです。

㊦ 敷地概要、㊧ 建物概要、㊨ 配置計画につきましては、記載のとおりでございます。

三ページを御覧ください。㊩の整備概要及び必要諸室についてですが、表の左側から階、区分、必要諸室、計画面積、備考の順でそれぞれまとめております。

一階にまちづくりセンターと地区社協、あんしんすこやかセンター、施設管理室の執務スペースや活動フロア等を、二階には出張所を、三階には地区会館の会議室が四室と大広間一室を配置する予定で、記載のとおり、必要な面積と仕様を考えております。

四ページを御覧ください。㊪の工事期間中の代替施設ですが、工事期間中は地区会館が利用できなくなるため、七ページに記載のように経堂地区会館別館等を御案内いたします。出張所、まちセン、あんすこなどは、現在地で移転まで継続して運営いたします。

次に、3 概算経費ですが、概算事業費は十三億二千万円、施設維持管理費は年間約四千九百三十万円です。

五ページを御覧ください。4の今後のスケジュールですが、今年度から十年度にかけて基本設計、解体設計、実施設計を行い、九年度に解体工事、十年度から十二年度に改築工事、十二年度以降に運営を開始する予定でございます。

なお、ここには記載がございませんが、六月三日に住民説明会を開催する予定でございます。

六ページを御覧ください。ここにはゾーニング案として、一階から三階までの配置箇所をお示ししております。

七ページを御覧ください。地区会館周辺の区民集会施設の配置状況を、先ほども御説明しましたが、図でお示ししております。

私からの説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○中里光夫委員 四ページの経費のところですけども、Z E B化に要する費用を含んで

いるとか、Z E B改築での光熱費の削減を考慮しているというふうにありますけれども、今までこういう記述というのは、この手の報告であまり見ていなかったような気がするんですけども、Z E B化の対象としては初めてというわけじゃないですよ。その辺、今までのと比べて、Z E B化にするということで経費も違いが出るということで言うと、何がどう変わるのか、分かれば。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 今までも、ニアリーZ E B化のほうはやってございます。そちらにつきましてはCO²の削減等も可能でございまして、経費の削減につながっているものでございます。

○中里光夫委員 具体的には、従来と比べてどういう違いの施設、施設的にどういうところで違いがあるのかというのが分かればお願いします。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 具体的な施設につきましては、省エネ化に関する施設の整備を行っていくものというふうに認識はしているところでございます。

すみません、ちょっとそれ以上具体的な説明のほうは難しいのですが。

○中西生活文化政策部長 令和六年に公共施設省エネ・再エネ指針というのを環境政策部でつくりまして、つくったのは六年なんですけれども、実際に設計をして、ニアリーZ E B化で新築の建物を造っていくと、大体そろそろこのぐらいからなんです。

内容としては、二〇一三年の建物の環境性能よりもさらにエネルギー消費量を七割五分削減するというのが、〇・二五がニアリーZ E Bなんですけれども、そのくらいの環境性能にしていると。それには断熱材を入れて徹底的な断熱をすること、空調のコントロールをして省エネにすること、あとは太陽光を載せて発電することで、それでの消費するエネルギーを相殺するというので、その性能を実現していると、そういう違いなので、大体一〇%ぐらいの経費増になってはいますが、一方で、光熱水費の削減も同様ぐらいの削減になるので、差引きで言うと、経費はあまり変わらないと、そのようなことになっていきます。

○平塚けいじ委員長 続きまして、㊦世田谷区立スカイキャロット展望ロビーに関するサウンディング型市場調査の結果概要について、理事者の説明を願います。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 それでは、世田谷区立スカイキャロット展望ロビーに関するサウンディング型市場調査の結果概要について、資料に沿って御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。キャロットタワー二十六階のスカイキャロット展望ロビーについては、利用者数が減少したまま回復しておらず、また、利用料金収入の減少に伴い赤字運営が続き、区が指定管理料で運営経費を補填している状況が続いております。一方で、レストランは宴会会場として活用されていることや、展望エリアの外国人観光客の利用が増加傾向にあるなど、様々に利用されている状況にあります。

本施設の開設から三十年が経過し、維持保全による更新が必要な時期を迎えており、今後のリニューアルも見据えたさらなる有効活用の検討を図ることを目的に、効果的な事業の提案を広く民間事業者に求めるサウンディング型市場調査を実施したため、その結果について報告するものでございます。

次に、2のサウンディング調査の結果概要についてです。

㊦ サウンディング概要ですが、現地見学会及び基本的な考え方を基にサウンディングを実施いたしました。サウンディングに当たっての基本的な考え方としましては①から⑦のとおりですが、多世代が利用できる機能の導入、三軒茶屋の立地及び二十六階に位置する特性の活用、展望エリアの一定程度実施できる機能の維持、運営手法などについて柔軟な提案を求めています。

二ページを御覧ください。施設概要は記載のとおりでございます。

㊧ サウンディング参加事業者数は、六事業者でした。

㊨ サウンディング結果の概要、主な意見について御説明いたします。

まず、①子ども・若者、子育て世代から高齢者まで、これまでよりも広く活用できる機能の提案については、観光拠点の位置づけのみでなく、世田谷区に暮らし、働く人のための施設、つまり、町の共用部としての位置づけ、間口を広げ、町の課題を解決する機能や取組を導入することや、三ページに移りまして、子育て世代に寄り添う機能を拡充するとともに、多世代が交流し、笑顔が循環する居場所の創出などの提案をいただきました。

②三軒茶屋という立地、また、キャロットタワー二十六階に位置する特性を活かした提案については、天井が高いことや空間を広く使えるなど空間活用のポテンシャルを生かす設計とすることや、現状のレストラン業態をブラッシュアップすることで、眺望を最大限生かした特別感のある施設とすることなどの提案をいただきました。

③展望エリアの機能、規模、場所などについては、東西の展望について、無料で入れるスペースを用意する一方で、収益性を確保するため、一部の面積については特定の利用者限定することや、有料とすることも検討する必要があること、基本的には全方位の景色

が見られるよう工夫を行うなどの提案をいただきました。

四ページに移りまして、④レストラン・カフェレストランエリアの拡大・縮小・廃止等の提案については、三軒茶屋エリアには数十人規模の会合、宴会を受け入れられる場所が少ないという課題があり、地域に不足している機能を維持する観点も必要と思われる。一方で、宴会をケータリング対応することやディナー営業をしないことで、レストランのスペックをライトにしたり、間口を広げるため、現在のホテルライクなイメージから変えていくことも検討する必要があることや、展望での常設レストランは敷居が高いため、フードやドリンクを提供できるキッチンを用意し、フロア内でどこでも飲食できる環境をつくっていき、様々な利用目的でも飲食ができる空間設計としたいなどの提案をいただきました。

⑤レストランなどの飲食以外での提案については、誰もが立ち寄り滞在でき、かつ三軒茶屋になくなりつつある日常的な文化的な場、機能を確保するため、公園やイベントスペースのハイブリットな場を整備することや、仕事、勉強に集中できるスペース、子ども連れがごろごろできる場所、放課後の居場所、夜景を楽しむスポットを配置するなどの提案をいただきました。

五ページに移りまして、⑥運用の工夫等によるレセプション・イベントなどが実施できる機能については、多様かつフレキシブルなレンタルスペースを導入することで、宴会だけでなく様々な活動に活用でき、様々な交流を生むことが可能であることや、可動式什器によるカフェ、遊び場からの転換、音響、照明の演出切替えにより、レセプション・イベント等での対応が可能となるなどの提案をいただきました。

⑦指定管理・委託・貸付などの運営手法や期間については、指定管理を基本としつつ、収益床は貸付けなどを組み合わせることも想定している。なお、契約期間は初期投資の回収のため十年程度が望ましいことや、指定管理を希望するが、収益機能の自由度を狭めないよう工夫してもらいたい。また、期間は五年以上で構わないが、期間が短い場合、初期投資を回収するスキームでの参画は難しいなどの御意見をいただきました。

最後に、⑧施設改修等にかかるコスト及び費用負担の考え方については、公益性が高い場の提供は公共で担い、金銭的な付加価値を取れる場合は民間収益で担うものとしたいことや、飲食事業を拡充する場合、厨房の撤去や移設にはコストがかかるため、既存設備を更新しながら施設運営を行っていくことなどの意見をいただきました。

六ページを御覧ください。最後に、3の今後のスケジュールについてでございます。本

結果を踏まえ、今後、運営管理の在り方の見直し検討を進め、令和九年に次期運営管理者の選定、令和十年四月以降に新たな運営を開始する予定でございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○河野俊弘委員 一点ちょっと確認で、開設から約三十年で、赤字が続いているということで、直近の指定管理料の補填額の推移だったりとか、利用者の推移というのを具体的にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 直近、令和七年度でございますが、まず経費の面でございます。経費については、一千四百八十七万二千元ほどを指定管理料で補填する形を取っております。

利用者についてでございますが、レストランの団体人数は、令和七年度で一万二千八百二十二人と、令和六年度の一万一千五百四十三人よりも伸びている状況でございます。一方で、レストランの個人利用についてでございますが、令和六年度で二万三千八百人程度のところが、令和七年度では二万一千二百二十人程度となりまして、個人利用については落ちているところでございます。

○河野俊弘委員 全体のスキームというか、民間事業者のほうから出ている意見の中で、投資の回収のため十年以上、事業計画が必要という意見が結構複数出ているような状況で、今現行だと指定期間は五年間で、区民生活の委員会なので、ちょっとどこまであれかなというのものもあるんですけども、そういった期間設計というのもこういうところで見直すとかということまで想定をされているのかということと、費用負担という面では、今後、赤字運営が続いていったときの補填額の許容範囲というか、そういったところも何かお考えがあれば伺いたいんですが。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 まず、期間についての御質問をいただきました。期間につきましては、五年間を基本として行っていたところではございますが、こういった形で十年という御提案もいただきましたので、今後、十年というところも見据えながら期間の設定を考えてまいりたいと考えております。

赤字補填につきましてでございますが、今後どういった施設にしていくかというのを考えるに当たりまして、利用者からの提案を大切にまいりたいと考えております。

○河野俊弘委員 あと、誰のための施設にしていくのかみたいなのも結構大事なかなと思っていて、やっぱりサードプレイスみたいな御意見もありますけれども、地域としても

様々、地元で、例えば人がある程度一遍に入れる場所というのは、三軒茶屋の地域だとかなり限られているわけで、そういった集会機能みたいなところも必要なのかなというところで、ただ、サードプレイスという、今度、令和十年に計画されているSTKハイツの（仮称）青少年交流センターとかも計画がある中で、そこら辺とのうまい役割分担といったところも必要なのかなというふうにも思うんですが、区として、例えば放課後の居場所だったりとか、子育てとか、そういった観点みたいなところは、どの程度こういった場所でも考えていらっしゃるのかというのを伺いたいです。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 確かに一遍に集客できる施設というのは必要なことだというふうに考えております。キャロットタワーの二十六階につきましては、まず区全体を見渡すことができる貴重な展望ロビーの価値というのを向上させることも必要なかなというふうに考えておまして、展望ロビーで観光の要素もあるかと考えております。

また、子ども、若者、子育て世代から高齢者まで幅広い区民が憩い、交流する場所の提供というところで、多世代、憩い、交流という要素もあるかなというふうに考えております。さらに、区民の多様なニーズに応える活動の場を用意するとともに、大人数で集まることができる場所を提供する、イベントスペースなど、多様な活動、集まる場所というものも必要だと考えております。また、あと三茶のミライを推進していくためのまちづくりなどの要素も考えてございます。

今後、区としてどういった施設整備が必要なのかというのは、改めてこういったサウンディング調査の結果も踏まえながら、事業者の御提案もいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○河野俊弘委員 申し上げたとおり、このサウンディング調査の結果でいろいろと御意見もありますけれども、やはり地域の声というのも大事にしていきたいというところもありますし、そんな中で、先ほど言った（仮称）世田谷地域青少年交流センターであったりとか、あるいは公共施設の複合化もキャロットタワー内で今後あるわけで、そういった総合的な考えみたいなところを踏まえた検証もしていただくべきかなというふうにも思います。

あと、利用者がただ単に増えていくというところも想定したときに、動線としても非常に狭隘な部分もあると思うんです。人が入れる限度というのも、上がるエレベーターも一個しかないですし、あれを二台動かすのかといったら、二台目のほうはキャロットタワーに入っている事業者さんが使っているというような話も聞いていますし、それをどうい

ふうな部分で解消していくのかというところ、エスカレーターで上がって、エレベーターの奥につながってというところで、その部分を、今よりも人数が増えたときにどういふふうに二十六階まで上げていくかという視点も、やっぱり検証して考えていかなきゃいけないのかなど。

ただ単にいろんな方が集えるというのは、もちろん大事なんですけれども、実際の施設のポテンシャルというか、そういったところもあるかと思しますので、場所だけじゃなくて、キャロットタワー全体のことを考えて検証していただきたいなということで、要望です。

○つるみけんご委員 今まさに河野委員がおっしゃられた、二階に上がられてから、あそこのトイレの間を抜けてエレベーターに行くという立地になっていて、多くの方に使っていただくとか、展望ロビーの価値を高めるとかいうお話があったときに、やはりあそこって、今、トイレの間をすり抜けていくみたいになっていて、多分、あそこが共用部になっているので簡単ではないと思うんですけれども、あそこから上がっていくときに、地区の施設として価値を高める上では、あそこのしつらえをどうするかということも検討の課題に入れることも考えられるのではないかと思うんですけれども、共用部なので自由にできるわけではないと思うんですけれども、その点も踏まえて、可能性というのがあるのかなのか、教えてください。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 確かに委員のおっしゃったとおり、共用部分なので難しいというところもあるかもしれないんですけれども、こういった御意見も踏まえて、管理組合のほうとも話し合いはさせていただきたいと思います。

○つるみけんご委員 難しいかもしれないんですけれども、魅力ある施設になるように、ぜひお願いいたします。

○みやかおり委員 四ページの下の方、⑤レストランなどの飲食以外での提案について、下の二つのところなんですけど、学習とコミュニケーションをテーマとしてキッズプレイエリア、これはよく分かるんですけど、その下なんですけれども、これはかぶっているのかなと思うんですけれども、仕事・勉強に集中できるスペース、ごめんなさい、私は細かいかもしれませんが、よく分からないのは、子ども連れがごろごろできる場所というのは、寝転がる場所ということですかね。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 まず、今、委員からお話のあったダブっている部分というところの話でございしますが、これは、それぞれ違う業者から御提案をいただいたと

ころもございまして、多少タブっている部分もございまして。

先ほど御質問いただきました、子どもがごろごろできる場所というのは、室内のちょっとした公園スペースみたいな形で、例えばじゅうたんとか、人工芝といいますか、そういったものを敷いたりとかして子どもが遊べるスペースを設けられるのではないかとというような御提案でございまして。

○平塚けいじ委員長 続きます、㊦宮坂区民センター旧玉電・江ノ電車両補修・再塗装工事に伴う寄附募集の開始について、理事者の説明を願います。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 それでは、宮坂区民センター旧玉電・江ノ電車両補修・再塗装工事に伴う寄附募集の開始について御説明いたします。

まず、1の主旨ですが、宮坂区民センターに保存されている旧玉電・江ノ電車両については前回の補修、再塗装から七年以上経過し、経年劣化が進んでいることから、令和八年度中に補修・再塗装工事を実施いたします。

本車両は地域の方々をはじめ、多くの人々に親しまれている文化的資産であることから、行政主体にとどまらず、価値を共有する方々との協働による保存、継承の取組として寄附募集を行うものでございまして。

2の寄附募集の対象ですが、旧玉電・江ノ電の補修・再塗装に関する費用としております。

3の寄附募集期間ですが、令和八年七月一日から令和八年十二月三十一日までの六か月間です。

4の寄附目標額ですが、五百二十五万円としております。

5の本プロジェクトにおける取り組みですが、寄附の促進及び協働の取組として、車体色を二案の中から投票で決定いたします。投票はどなたでも参加できる一般枠と寄附者枠を設け、寄附者については寄附額に応じた投票権を付与する仕組みとしております。なお、千円につき一票とし、上限を十万円分の百票といたします。

二ページを御覧ください。候補色については、一つ目が現行のグリーンカラーで、保存開始当時から親しまれてきた色です。二つ目が玉電ツートンカラーで、運行当時の車体色を再現したものとなっております。

次に、6の周知ですが、「区のおしらせ」六月二十五日号一面掲載、区ホームページへの掲載、各所へチラシの配架、ポスター掲示ほかを予定しております。

最後に、7の今後のスケジュールですが、令和八年七月に寄附募集を開始し、秋以降に補修・再塗装工事に着手、十二月に寄附募集を終了する予定でございます。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○河野俊弘委員 参考までにちょっとお聞きしたいんですけども、前回、七年前のときにも寄附を募ったと思うんですけども、そのときの目標額と実際に寄附が集まった金額が幾らぐらいだったのか、お聞きしたいです。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 前回行ったときは目標額を六百六十万円で設定して、集まった額が大体八割程度の五百六十五万六千円というふうになってございます。

○河野俊弘委員 そのときは、今回のような再塗装の候補みたいな、投票みたいなものというのなかったですよ。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 委員お話しのとおり、塗装色は一色の候補でございました。

○石原せいじ委員 あそこの宮坂の駅は結構外国人の方が来るので、ちょっと怒られるかもしれないですけども、広告宣伝費の募集というのは駄目なんですか。電車にそういう広告……。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 その車両を使いまして、税外収入の可能性の一つとしては考えられることかと思えます。

○桃野芳文委員 先ほど河野委員もおっしゃったように、これは前も塗装をしていますよね。たしかあのときの議論を思い出すと、寄附を募るけれども、寄附額が目標に達しなくても塗りますという話だったと思うんですけども、今回も同じやり方ということによりしいんですか。

○小野世田谷総合支所地域振興課長 委員お話しのとおり、目標額は定めておりますが、今回も、目標額に届かなくても再塗装は実施させていただく予定でございます。

○桃野芳文委員 とすると、これは今後どうしていくのかというのも課題だと思うんですよ。まず、八年とか十年とかで塗り直していくのをずっと続けていくことがいいのかという議論があると思いますし、塗っていくんだとしたら、それは寄附に頼ってやっていくという形でいいんですかという考え方もあると思うんですよ。

先ほど石原委員がおっしゃったようなことともちょっと関係すると思うんですけども、あれが何かお金を生んでいって、そのお金でまた八年、十年たったら再塗装しますよ

というような考え方もあると思うし、今のところのお考えとしては、同じように、また八年、十年たったら寄附を募って塗っていきますよという、その繰り返しでいくような考え方の整理になっているんですか。

○小野世田谷総合支所地域振興課長　今回は、先ほども御説明したとおり、再塗装から七年以上経過しているというところがございます、御覧いただくと、かなり劣化が進んでいるような状況でございます。したがって、今後につきましては、細かいメンテナンスを入れながら車両の維持というふうなことをしていくことが必要かと思えます。

さらに、その車両を維持していく上では、桃野副委員長からもお話のあったとおり、維持経費を生み出すための税外収入というのを考えていくことは必要であると考えております。

○桃野芳文委員　あと、これは再塗装を何色に塗るかを投票で決めるというのは面白いかなとは思うんですね。面白いかなと思うんですけども、一方で、現行グリーンカラーも玉電ツートンカラーもあまり変わらないような気もするんですよ。せっかく聞くんだったら、もうちょっと振れ幅を持たせてA案、B案、C案ぐらい出せないのかなとも思うんですよ。

これも投票だから、投票の段階から盛り上がったほうが楽しいじゃないですか。Aがいいんじゃないか、Bがいいんじゃないか、Cがいいんじゃないかって。だから、あまり行政の思い込みで、いや、昔の色に塗るのがいいんだみたいなのが本当にいいのかどうかも分からないし、もしかしたら、何か現代アートみたいなもので再現したら面白いんじゃないかというのに票が入るかもしれないし、区内の子どもたちに何かペタペタ塗ってもらったら盛り上がるんじゃないかみたいなのも、もしかしたら票が入るかもしれないとか。

せっかくやるんだったら、この段階から何か盛り上げる仕掛けみたいなものも考えたらいかがですかと思うんですけども、この二色だと、どっちでもあまり変わらないんじゃないのかなと。どっちもいいんじゃないかとは思いますが、もちろん。だけれども、ブラックコーヒーがいいか、ミルクの入ったほうがいいか、どっちがいいですかぐらいの差しかないような気がするので、抹茶もありますよとか、紅茶もありますよとかのほうが楽しいような気がするんですけども、どうなんでしょうか、いかがでしょうかね。

○小野世田谷総合支所地域振興課長　まず、車両につきましては区の所有になりますので、色については、どのような色にというのは区の考えでできるところもございます。確かにアートチックな色というのも可能性として考えられるかなと思いますし、区内には美

大もございますので、可能性としてはあると思っております。

一方で、寄附を集めていく上で鉄道ファンの方のお考えというか、鉄道ファンに焦点を当てたときに、こういったカラーというのが候補であるのかなというふうには考えたところで、この二色を示させていただいたところがございます。

今後、塗装の塗り替えにつきましては、いろいろな可能性を踏まえながらやってまいりたいと思っております。

○**桃野芳文委員** まさにおっしゃるように、これは投票だから、投票権も有料で売りたいなものでしょう。だから、盛り上がると思うんですよ。鉄道マニアからしたら、いや、ふざけるな、そんなの、現行カラーに決まっているだろうみたいな感じでいっぱい入れてくれる人がいるかもしれないし、そういう盛り上がりの仕掛けみたいなものはもうちょっと考えられたんじゃないかなということだけ申し上げておきます。

○**平塚けいじ委員長** それでは次に、㊤世田谷区立奥沢区民センター及び奥沢図書館仮事務所移転に伴う内装等改修工事について、理事者の説明を願います。

○**江頭玉川総合支所副参事** それでは、世田谷区立奥沢区民センター及び奥沢図書館仮事務所移転に伴う内装等改修工事について報告いたします。

本件は、区議会第二回定例会に議案として提出を予定しておりますので、本委員会での報告のほか、企画総務常任委員会及び文教常任委員会においても報告をいたします。

それでは、1 主旨でございます。世田谷区立奥沢区民センター及び奥沢図書館は、建物の耐震性能不足のため、令和五年度から暫定的に移転しております。奥沢区民センターは二か所に分散移転したものの、施設規模が小さい状況が課題となっております。

また、奥沢図書館につきましても仮事務所が旧奥沢まちづくりセンターの建物に移転しておりますが、開架図書館としては休館状態となっているため、さらなる機能向上が課題となっております。

本件は、それらの課題に対応すべく東急建設株式会社が奥沢駅北側に建築中の建物の一部を区が賃借し、奥沢区民センター及び奥沢図書館仮事務所の再度の移転を行うための内装工事契約となります。なお、本契約は議決を要する事案となります。

2 契約件名、3 場所については、記載のとおりとなります。

4 契約の相手方は、東急建設株式会社都市開発支店となります。随意契約を予定しております。

5 契約金額ですが、三億三千五百十七万円でございます。

6 工期ですが、令和九年三月十二日までとなります。

7 施設概要及び機能ですが、奥沢区民センターは新築建物の一階と二階部分となり、面積は約七百六十平米となります。機能といたしましては、約百平米の会議室が一室、五十平米ほどの会議室が二室、主に少し体を動かしたりすることに使える多目的室を一室、また、旧奥沢区民センターには自由に出入りができるロビーの談話室のような機能を持ったコミコミ広場という部屋もございましたので、一階に一室設ける予定です。奥沢図書館の仮事務所につきましては記載のとおりとなります。

8 今後のスケジュールですが、区議会第二回定例会に契約議案を提出、令和九年三月に区の内装工事は竣工を予定しており、四月には東急株式会社の建物本体工事も完成を予定しています。そこから引っ越しなどの開設準備を進め、早い段階での運営開始を目指しております。

なお、現行の各施設の位置関係や移転のイメージにつきましては五ページの別紙4でお示ししておりますので、御参照いただければと存じます。

説明は以上となります。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○和田ひでとし委員 建物が竣工する前に内装工事をやらせていただけるという、これは相当努力をされてこういうふうなことになったのかなというのは理解できるんですけども、既にもう開設が遅れている状況の中で、この令和九年度当初、移転、開設とあるのは、今のこの、例えば中東情勢による、物が入ってこないだとか、建築関係も非常に苦労されていますけれども、この辺は、もうよもや、これ以上は延びないという想定でいいんですよね。確認させてください。

○江頭玉川総合支所副参事 委員の御指摘のとおり、工事のスケジュールについては予定どおり進めております。ただ、今回、国際情勢によって、今後、材料費の高騰ですとか、価格、そういった部分が反映されるようであればスライド方式となり、それについて増額という形で契約変更という、そういった可能性もございますが、今のところ、スケジュールどおり進めております。

○和田ひでとし委員 言うまでもなく、これは移転したとしてもまだ仮の状態ですから暫定的ということですので、特に区民センターについては毎年秋に文化祭を控えておりますし、来年、九年度当初、当初というのは恐らく五月なのかなとか、六月なのかなと地元の

方々は首を長くして待っていますので、くれぐれも遅れないような工事予定を改めて要望させていただきます。

○平塚けいじ委員長 次に、㊦世田谷区立世田谷美術館中長期保全計画工事に伴う休館について、理事者の説明をお願いします。

○大谷文化・国際課長 それでは、世田谷区立世田谷美術館中長期保全計画工事に伴う休館について御説明いたします。

1の主旨でございます。世田谷区立世田谷美術館は、地域の文化や芸術に触れる機会や場を求める区民の声の高まりから、昭和六十一年三月に開館いたしました。現在、竣工から四十年が経過し、施設が老朽化していることから、公共施設中長期保全計画に基づく改修工事を実施するため、施設を休館いたします。

2の施設概要は記載のとおりです。

3の休館期間です。令和九年四月一日から令和十二年一月まで、約二年十か月間の休館期間を予定してございます。

4主な工事内容でございます。公共施設の中長期保全計画に基づいて、施設の機能回復を目的に、表に記載の建築、電気設備、給排水衛生、空気調和設備の工事を実施いたします。

表を御覧ください。表の1の建築工事では、防水改修や建具等の更新、内装改修を実施いたします。2の電気設備工事では、開館以来、更新していない設備や旧式化した設備等を改修いたします。

次のページにお進みください。給排水衛生工事では、開館以来、更新していない衛生機器類を中心に全面改修いたします。また、利用者の安全確保と美術品保護のため、消火設備も改修いたします。

4の空気調和設備の工事では、美術品保護のために精密な温湿度管理が求められることから、機器や配管の全更新を行います。また、隣接する世田谷清掃工場が令和八年から十四年にかけて建て替え工事中でして、この美術館は蒸気の供給を受けているんですが、その蒸気の供給が停止となる、これに併せまして蒸気配管も併せて更新いたします。

5の周知方法です。六月一日号の「区のおしらせ」及び六月二十五日号の「情報ガイド」で休館に関する区民周知を行います。併せて、区及び公益財団法人せたがや文化財団の各ホームページで随時情報を更新いたします。

6 今後のスケジュールです。令和八年六月に休館について区民周知を行った後、令和九年四月から施設を休館いたします。五月に工事概要を区民生活常任委員会へ、契約議案として企画総務常任委員会へ御報告いたします。六月の第二回区議会定例会で御議決の後、施工者と契約を行い、七月から工事を着工いたします。令和十二年二月から世田谷美術館の運営再開を予定しております。

御説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○中里光夫委員 清掃工場から蒸気の供給を受けているということですが、これは清掃工場が建て替わった後は再開するんですか。もうこの機能はなくなっちゃうということなんですか。

○大谷文化・国際課長 委員お話しのとおり、清掃工場の建て替え中は蒸気が来ませんが、建て替わった後に蒸気を受けられる工事を今回行いますので、清掃工場の建て替え後は美術館のほうで蒸気を受け入れて運営を行います。

○中里光夫委員 それと、休館ということは、もう全部活動ができないということですね。そうすると、例えば市民ギャラリーみたいなことで市民がいろいろなものを発表する場になっていたわけですが、代わりの場所というか、代替みたいなものは何か考えているんですか。

○大谷文化・国際課長 お話のとおり、休館期間中は全ての建物——活動はアウトリーチ等を行います、ギャラリーは休館となります。代替としては、清川泰次記念ギャラリーがございますが、そちらも解体工事を予定しております、いわゆる美術品の展示の場としては、大変申し訳ないんですが、代替の場所はない状態になります。

また、美術品の展示等に一般の区立施設、区民施設が耐え得るかということもございしますが、どういったところを代替、もしくは区民の方が使えるかということは丁寧に周知をしていきたいと考えてございます。

○中里光夫委員 代わりに展示する場所がなかなか確保できないということのようですが、例えば総合支所を使った巡回展だとか、所蔵品を全部ずっと眠らせておくんじゃなくて、区民の目に見てもらおうための取組というのは何かできないものですかね。

○大谷文化・国際課長 美術館の展示品の活用について、今、美術館と協議をしております、なかなか美術品本体を外に持ち出すというのは難しい状況もございます。ただ一方で、既にこの建物の中にもございますが、イーグレットホールに展示をしたりですと

か、また、文化財団内でもほかに展示スペースを持ったりしてございます。また、文学館等もございます。できる限り場所を活用して、美術館の活動を区民の方にお知らせしていく機会をつくっていきたいと考えてございます。

○中里光夫委員 できるだけ活用できるようにしていただきたいと思うんですけども、休館中の美術品の貯蔵というか、保管、空調の設備なんかも全部変えるんだということですけども、何か別の場所に移すんですか、その場でやるんですか。

○大谷文化・国際課長 全て美術館内で対応いたします。一部この機会を捉えてほかの収蔵庫に送るものもございますが、基本的には美術館の中で全て対応いたします。

補足しますと、二年十か月、非常に長い期間にわたっているのは、一つには、なるべく美術品に負担をかけない形で工事を行いたい。美術品を一点一点収蔵庫から、まず収蔵庫の工事が必要でして、その際、収蔵庫に美術品を置いたまま工事はできないという状況がでございます。

したがって、その美術品を一旦、今の展示室に動かす必要がございまして。それでかなりの時間を要する、また戻すにも時間を要することもございまして、美術品に関しては外に出さない。費用面もそうですし、美術品の安全管理もそうですし、そういった観点から美術品は美術館の中で対応してまいります。

○桃野芳文委員 先ほどもちょっと話が出た区民ギャラリーの件なんですけれども、文教部門にまたがった話だとは思いますが、区内のというか、区立小学校の子どもたちが作った作品が並ぶときがありますよね。たしか年に一回ぐらい、そういうのをやっていたと思うんですよね。あれは、私はすごくいいなと思って、スケジュールが合えば見に行ったりしていたんですけども、子どもたちからすると、自分の作った作品が美術館に展示されたというのがやっぱりすごくうれしいことだし、思い出に残ることだし、例えば、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんとかが見て、みんなでああ、立派なものを作ったね、よくできたねといって週末なんか盛り上がるとか、教育的な効果も非常にあったイベントだと思うんですよね。

二年、これが休館しちゃうと、そういう機会がなくなっちゃう子どももいるんじゃないかなと思ってまして、先ほど代替のという話もありましたけれども、一番いいのは、やっぱり美術館に自分の美術作品が展示されたというのが一番いいんですけども、それができないということであれば、ぜひそれは何かうまく子どもたちの気持ちが高まるというか、達成感が満たされるような場所、そういうこともぜひ見つけてあげてやってあげてほ

しいなと思うんです。

先ほど、こういうところが使えますよみたいなことを周知しますという、一般区民向けの答弁だったと思うんですけれども、私は、ぜひその辺をしっかりと調整してやるべきだと思うんですけれども、何か御予定されていることはありますでしょうか。

○大谷文化・国際課長 確かに美術館に展示をする機会というのはなくなって、それは我々としても大変心苦しく思っています。一方で、お話しのとおり、区民ギャラリーを公用であったりとか、そういった形で利用しているケースもございますので、例えばですけれども、同じ形、皆さんが集まれる場所という意味では区民会館に集会室もございますので、そういった場所、我々が持っている施設であったりとか、文化財団が持っている施設、それらを活用して、お子さんをはじめ、様々な区に関わる展示の機会をいただいている方については、展示できるように今後調整してまいりたいと考えております。

○平塚けいじ委員長 続きまして、㊦世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の実施について、理事者の説明を願います。

○大谷文化・国際課長 それでは、世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の実施について御報告いたします。

1の主旨でございます。区では、全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく多文化共生社会の構築に向けて、平成三十一年三月、世田谷区多文化共生プランを策定し、令和六年三月に世田谷区第二次多文化共生プランを策定いたしました。

このプランは、計画期間が令和九年度末で終了することから、改定に向けて区内在住の外国人の生活状況、並びに区に対しての満足度及びニーズを把握するため実施するものでございます。

2の調査概要でございます。下線部が前回調査からの追加・変更内容でございます。

㊦の調査対象は、令和八年四月一日現在、区内に在住する十五歳以上の外国籍区民の二千人でございます。層化二段無作為抽出によって対象者を抽出いたします。

なお、口頭での補足で恐縮ですが、この調査は十五歳以上を対象とした調査でございまして、子ども世代の状況を把握する必要もございまして、この調査に加えまして、今後、小学校四年生世代から中学校三年生世代まで、外国人区民の子ども、若者を対象とした調査も実施予定です。

㉒の調査期間は、記載のとおりです。

㉓調査方法ですが、対象者に調査票を郵送で配付し、郵送及びウェブで回答いただきます。

㉔の調査票の多言語の翻訳対応でございます。下線部に前回から追加した言語を記載してございます。

①の紙の調査票では、英語、中国語、韓国語、また調査対象の国籍、地域に応じていずれか一部を日本語の調査票と併せて郵送いたします。

②のデータの調査票です。上記の四言語に加えまして、データでホームページとして、やさしい日本語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、フランス語、インドネシア語、全十言語を掲載いたします。紙の調査票に表示する二次元コードからアクセスが可能となっております。この十言語は、在住者が多い順の十言語となっております。

㉕その他、実態調査の回答者の一部を対象としたヒアリング調査を行って、調査結果だけでは十分に見えない課題の把握等に努めます。

3の質問項目は記載のとおりでございます。質問内容は、回答者の属性、言葉、日常生活、行政サービス、交流活動について、記載の質問数と内容等を伺います。こちらも前回調査から追加した内容について下線を引いてございます。

4のスケジュールですが、令和八年六月一日から六月三十日まで実態調査を行いまし、七月から八月にヒアリング調査を行います。十一月にかけて調査の集計、分析を行いまして、十一月の区民生活常任委員会で速報を御報告いたします。その後、男女共同参画・多文化共生推進審議会、また、多文化共生推進部会でも結果を御報告しまして、議会への確定の報告はポスティングを予定しております。

御報告は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 続きまして、㉞「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」（骨子案）について、理事者の説明を願います。

○島人権・男女共同参画課長 「（仮称）世田谷区第三次男女共同参画プラン」（骨子案）について御説明させていただきます。

初めに、一ページ目の主旨でございます。

区では、平成二十九年三月に平成二十九年度から令和八年度までの十年間を計画期間とした世田谷区第二次男女共同参画プランを策定いたしました。その後、社会情勢等の変化を踏まえ見直しを行った世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画に基づき、施策の推進に取り組んでいるところでございます。

このたび、令和八年度に現行プランが期間満了を迎えるに当たり、この十年間における国際的な動向や男女共同参画に関する法制度、社会構造の変化に加え、個人の意識や価値観、ライフスタイルの多様化などにより生じた課題を分析、検討し、令和九年度からの新たな計画、（仮称）第三次男女共同参画プランの骨子案を取りまとめましたので報告いたします。

次に、2新プランの位置付けですが、こちらに記載のとおり、条例に定める行動計画及び各種法令に基づく市町村計画となっております。

次に、3新プランの方向性についてです。

まず一点目ですが、次期基本計画と整合を図るため、新プランの計画期間は令和九年度から令和十三年度の五年間といたします。

二点目といたしまして、第二次男女共同参画プラン策定以降の法律や計画、方針、男女共同参画に関する考え方の遷移を踏まえた新たな体系や施策を検討してまいります。

三点目に、国や都、区の関連計画との整合も図ってまいります。

四点目です。この間実施してきました意識調査や実態調査の結果を基礎資料としてまいります。

五点目になります。ジェンダーによる差異や課題を可視化し、実効性のある施策につなげていくため、ジェンダー統計の分析、活用の考え方を整理し、方向性を示してまいります。あわせて、性別等の収集に当たっての考え方も整理し、性的マイノリティーに配慮した適切な運用を図ってまいります。

次のページにお進みください。次に、4令和七年度における検討経過についてです。こちらに記載のとおり、条例に基づく世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会に加え、庁内の各会議体において検討を進めてまいりました。

続いて、5後期計画からの主な変更点でございます。

一点目として、令和六年四月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に定められる基本計画として本プランを新たに位置づけてまいります。

二点目として、現行計画の体系を見直し、基本目標を四つから三つに整理しておりま

す。

三点目として、現行計画でも取り組んできたジェンダー主流化について、今後五年間の段階的な取組を示すなど、世田谷版ジェンダー主流化として推進してまいります。

四点目として、昨今の社会情勢等を踏まえ、新たに四つの課題を設定して取り組んでまいります。

それでは、内容の御説明に入らせていただきますので、右上のページ番号四の概要版をお開きください。1計画の概要と計画策定の趣旨でございます。平成十一年に男女共同参画基本法が施行されて以来、男女共同参画社会に向けた取組は前進してきておりますが、女性の家事・育児負担や男性の長時間労働、経済的な責任など、社会においていまだ固定的な性別役割分担意識は根強く残っているところでございます。

また、女性が直面する困難さやジェンダーに起因する暴力やハラスメント、多様な性の在り方や家族の在り方に対する差別、偏見など、取り組むべき課題が多く残っております。

こうした課題に対して、区民や区内企業を対象に実施した意識調査、実態調査や世田谷区男女共同参画・多文化共生審議会、庁内関係各課などの意見を聞きながらさらなる施策を検討し、地域や庁内におけるジェンダー平等を進めていくため、本プランを策定してまいります。

このことから、条例の基本理念を踏まえ、今回のプランの基本理念を「一人ひとりの多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを描くことができるジェンダー平等社会の実現」としております。

続きまして、五ページ目にお進みください。2社会状況や国、都等の動向については説明を割愛させていただきます。

続いて、3推進の方向性、ジェンダー平等の推進についてです。こちらにつきましては、この考え方を本編のほうで詳しく説明をしておりますので、二六ページ目をお開きいただけますでしょうか。本プランで目指すべき社会の実現に向けた取組みについて御説明をいたします。

区では、平成三十年四月に世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例を制定し、世田谷区第二次男女共同参画プラン及び後期計画に基づき取組を推進してまいりました。

この間、国では第六次男女共同参画基本計画を策定し、持続可能な開発目標、SDGs

の目標五、性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことであるジェンダー平等の実現に向け、政府が行うあらゆる取組においてジェンダー平等やジェンダーの視点を確保し、施策へ反映していくジェンダー主流化を位置づけております。

また、国際社会における普遍的価値である人権の尊重やジェンダー平等の実現、ジェンダー主流化の視点をあらゆる取組の中に反映するとしております。

さらに、令和五年六月にはLGBT理解増進法が、令和六年四月には困難女性支援法及び改正配偶者暴力防止法が施行されるなど、人権尊重とジェンダー平等の実現に向けた動きが進んでおります。

一方で、社会的、文化的に形成された性別像のほか、性自認や性的指向を含む概念として定義するジェンダーに起因する様々な困難さや性の多様性に関する差別や偏見は、解消に向けて少しずつ理解は進んできているものの、地域社会や様々な組織の中において根強く存在している現状もございます。

男女に限らず、多様な性を含めた全ての人が区政や地域の意思決定に参画し、望む仕事を通して経済的に自立したり、社会的なサービスを利用したり、文化や芸術に触れて学ぶことができるなど、性別等にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ責任を担う社会であるジェンダー平等社会を実現することが求められます。

これは、条例の目的と合致し、現行のプランの考え方を引き継いでいるものです。その実現に向けて、まずは区職員一人一人が意識を持ち、施策を展開していくことが重要です。

加えて、地域においても区民や事業者等が日常の行動やコミュニケーション、職場環境の整備事業活動などを通じてジェンダー平等について考え、見直し、アップデートをすることが必要であると考えております。

こうした考え方を踏まえまして、本プランでは、現行プランを土台としつつ、昨今の社会状況の変化、国際的な議論の動向などを踏まえ、目指すべき社会の実現に向けてジェンダーの視点を取り入れ、地域や行政の取組に活かしていくジェンダー主流化を推進してまいります。

次の二七ページには、今御説明した考え方のイメージ図を記載しております。庁内だけでなく地域においてジェンダー平等意識を醸成することで世田谷版ジェンダー主流化を推

進してまいります。

次に、七ページの概要版にお戻りください。こちらに基本目標ごとの課題と推進体制の方策について記載してございます。先ほど御説明させていただきましたとおり、現行の計画では四つの基本目標を定めておりますが、これを三つに整理し、これを下支えする区の推進体制を位置づけております。各目標に、それぞれ取り組むべき課題、区の推進体制には、推進するための方策を位置づけております。

次に、八ページ目の施策の方向性を御覧ください。オレンジ色の文字で記載しているものが施策の方向性、黒字で記載しているものがその内容となっております。今回のプランで新たに設定した課題が四つございますので、順に説明いたします。

まず一点目ですが、基本目標Ⅰ、課題2の性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援でございます。長期的な視点でライフデザインを考える上で、自らが希望するワーク・ライフ・バランスを実現していくための仕事と生活の両立支援は欠かせないものであり、充実したライフデザインを描くためには、地域活動への参画など、仕事と生活以外の選択肢を見いだしていくことも重要な視点でございます。

そして、自分のライフデザインを若いうちから考えていくため、若年層へのキャリア教育も必要となります。これらを踏まえまして、今回、新たな課題として設定をしているところです。

次に、二点目でございます。基本目標Ⅱ、課題7の困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援でございます。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和六年四月に施行されたことに伴い、区では令和七年三月に基本的な方針を策定し、取組を推進してまいりました。この法律に基づく市町村基本計画として、こちらは新たに追加をしております。

続いて、九ページにお進みください。三点目は、基本目標Ⅲ、課題③のリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方は、自らの権利を知り、尊厳を持って生きていくためにも重要な視点です。また、性暴力や性犯罪の防止にも大きく寄与するものと考えます。こうした状況を踏まえ、新たな課題としてこちらを追加しております。

四つ目、最後になりますが、推進体制、方策1のジェンダー平等推進のための体制整備・強化でございます。先ほど推進の方向性にて御説明いたしました世田谷版ジェンダー主流化の取組を具体的に推進するための方策を位置づけております。

次に、体系案について、主な変更点を御説明いたしますので、一〇ページ、資料2を御覧ください。こちらは、左側の表が現行プランの体系、右側が新プランの体系となっております。現プランではかなり多くの施策事業が位置づけられていることから、より計画の趣旨に沿った事業に焦点を絞り、新たに設定した課題を追加するなどの整理を行っております。

また、基本目標Ⅰ、女性活躍の推進と基本目標Ⅱ、ワーク・ライフ・バランスは相互に関連して推進する必要があることから、ジェンダー平等の実現に向けた取組の総合的な推進として、その他の関連施策も含め、一つの目標に整理をしております。

それでは、最後に今後のスケジュールについて御説明させていただきますので、三ページのががみ文を御覧ください。素案の策定に向けて、この後、六月の審議会にて御意見をいただき、九月の区民生活常任委員会で素案の報告をしまいたします。また、パブリックコメントやらぶらすフェスタにおける意見聴取などを行いまして、十一月には審議会より答申を受けて、令和九年二月の区民生活常任委員会で案を御報告した後、三月に策定を予定しております。

長くなりましたが、御説明は以上となります。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○原田竜馬委員 ありがとうございます。一つだけお伺いをしたいのが、国の六次計画のほうで指導・監督的な立場における女性の割合というものの数字が据置きというか、そのまままだ達成されていないというような指摘もあって、二〇二〇年代までに三〇%という目標を立てている中、比較的、世田谷区はその一歩先を進んでいるのかなというふうに計画を見て思っています。

それと同時に、女性活躍推進法のほうで三百一人以上の事業者は男女の賃金格差を公表しなければならないというような動きが、たしかあったかと思えます。指導・監督的立場における女性の割合というのは特定事業主行動計画でも公表されていて、こちらのプランでも記載されているところかと思うんですけども、区で働く方々の男女の賃金格差みたいなところに関してはあくまで公表にとどまってしまうのか。このプランの中で扱うということはしないのかをお伺いできればと思います。

○島人権・男女共同参画課長 本プランで事業をどのように位置づけていくかについては、今後、審議会などの御意見も経ながら検討していくものでございますが、公表の中身についても、審議会での内容も踏まえて検討してまいりたいと思います。

○原田竜馬委員 政策決定というか、指導・監督的な立場におけるジェンダー平等というものも、もちろん重要かと思いますが、新しく賃金格差みたいなものも公表し始めたタイミングかと思いますが、区役所内における賃金格差の是正ということは、推進体制というんですかね、ジェンダー平等を目指していく土台となる組織の基盤でもあるかと思うので、ぜひとも一定程度、その目標を定めて進めていくべきではないかと思っております。要望いたします。

○河野俊弘委員 この骨子案、第三次のプランの柱的などところにつきましては世田谷版ジェンダー主流化というのを掲げていて、あらゆる施策にジェンダーの視点を取り入れるというふうな方向性というところではもちろん理解するんですけども、やはり行政として、一定慎重であるべきところもあるのかなというところで少し意見というか、質問なんですけれども、世田谷区には様々な価値観を持つ方がもちろんいる中で、それを一言で、ジェンダーというところで一くくりにしてもいけないなというふうにも思いますし、性別の役割分担みたいなどころの考え方というのも、固定的な考え方ではもう今ないよというところは、多数では思うんですけども、当事者の意識を尊重しているというところがやっぱり大事なかなというふうにも思っています。

区が特定の価値観を、正しいところを浸透させていくというところで、言葉としてちょっと気になっておりますのが、ここにあるところだと、多様性の意識、解消の対象というところではなくて、意識の多様性を広げるというような趣旨であれば理解できるんですけども、全てをそれが違うんだよというような見え方にも私のほうには見えてしまうところがあるんですけども、方向性の価値観というのが特定のものに偏らないような文言の整理というのも少し必要かなというふうにも考えているんですが、その点はいかがでしょうか。

○島人権・男女共同参画課長 特定の方向に偏らないようにという御指摘だと思いますが、今回、ジェンダー平等ということで言葉の整理を少しさせていただいておりますけれども、ジェンダーという言葉のイメージがいろんな人によってちょっと異なるというところがあると思います。

ジェンダーについては、もともと社会的、文化的に形成される性別を指すということで、そういった概念が始まったものでございますけれども、その後、男女間の格差ですとか不平等を分析するための概念として定着したりですとか、あとはジェンダー研究の発展に伴って性自認や性的指向といった概念も含めて横断的な概念として捉える視点が広がっ

てきたというところでございます。

世田谷区のほうでは、条例において、もともと男女共同参画を性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることというふうに定義をしております、この性別等には生物学的な性別のほか、性自認並びに性的指向も含めて定義をしております。

こうした条例に掲げる考え方を踏まえまして本プランで用語の定義を行ったということでございますので、何か新しい概念を持ち出したというよりは、こうした社会の情勢に合わせて、今回このような形でしたという形になっております。

○河野俊弘委員 やはり男女共同参画を推進するということが、区民自ら選択を尊重させていくということが大事だなというふうにも思いますし、その両立というところを図るためには、どういうふうに明記するかを慎重に考えていただきたいなということは一つ申し伝えておきたいと思います。

あと最後に、男性支援というところの位置づけというのがこの中でどうなっているかというの確認なんですけれども、資料には男性の自殺者数が女性の二倍という数字もあったりとか、四、五十代では女性の二倍以上、原因とかもこの部分にもちろん書いてある中で、こういった部分も、課題の、右肩三二ページにあるような現状と課題というところにもいろいろ整理されていますけれども、やはり男性は稼がなければならないとか、弱さを見せてはいけないとか、そういった結果というところで、こういうのもやはり問題提起として正面から取り上げていくべきじゃないかなというふうにも思っております。

らぶらすの認知度が低いとはいえ、男性相談も令和六年度に百四件というのも増えている状況ですし、国の調査とかを見たときにも、DV被害の経験がある男性も二割を超えておきながら、それもほとんど相談に至っていないという現状があるようで、やっぱり相談できる場所と雰囲気がないのかなというのも考えているところです。そういった相談体制の充実だったりとか、本プランの中でそういった独立した施策として明確に位置づける必要があるかなというふうにも思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○島人権・男女共同参画課長 今、御指摘いただきましたとおり、男性への支援というのは私も大変重要であるというふうに感じております。女性への支援ばかりが多くあると見られることがないように、男性への支援というのもしっかりと計画の中に入れていきたいとは思っているんですけれども、今こちらの骨子案では出てこないんですけれども、素案

の中でお示しする事業の中に、そちらのほうを入れていきたいと考えております。

また、七七ページにあるように、男性の方については、例えば性被害に遭った際に、被害によるショックですとか、あと自責の念とかがありましてなかなか相談することが難しいとか、そういったこともありますし、先ほど委員がおっしゃっていただいたような三五ページにあるところもそうですけれども、男性として抱えている悩みですとか、孤立感ですとか、そういったものを相談につなげていくことは大変重要であると考えております。らぶらすの男性相談も含めまして、そういった男性への相談、つながりやすくなるような工夫というのは引き続き検討してまいりたいと思っております。

○河野俊弘委員 やっぱり年代に合わせた相談体制みたいところで、今、LINEだったりとかチャットだったりとかで来所せずとも相談できる体制というのものもある意味、充実というか、より一歩踏み出しやすいような体制の整備だったりとかというところを考えていただきたく、要望とさせていただきます。

○中里光夫委員 ジェンダー主流化を推進するということで、大変力強いなというふうに思いました。リプロダクティブ・ヘルス／ライツが、この間の庁内の議論も踏まえてということだと思いますけれども、新しく入ってきて、これはすばらしいなと思うんですが、リプロの議論の中で、包括的性教育の必要性というか、そういうのが審議会の議論なんかでも非常に注目されていたと思うんですね。

例えば、この間、公共施設への生理用品の設置を区が進めたと。うちの会派の坂本議員がそのことをXでツイートしたら、物すごいバッシングがあったんですね。それは、やはり不理解といたしますか、そういうことがあるんだろうというふうに思うんです。

なので、包括的性教育の推進であるとか、リプロの中でいろいろ議論してきたようなことも非常に重要だなというふうに感じているので、そういう面でも進めていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○島人権・男女共同参画課長 ただいま議員からおっしゃっていただいたとおり、生理用品の設置に関しては多くの方にいい取組だというふうに言っていた一方、やはりそういった取組に関する反対の御意見などもいただいていることは事実でございます。

生理に伴う女性の負担を社会課題として区は捉えて、生理によるジェンダーギャップを少しでも解消する、また、生理に対する無理解や偏見をなくすということを目的に、今回、この生理用品の配布の事業を始めておりますが、そういった取組なども通じて、女性

の方も男性の方も分かっていたいただけるような取組というのを推進してまいりたいと考えております。

○中里光夫委員 包括的性教育というと、世界的には子ども、若い世代にということではあるんですけども、ただ、日本の場合、本当に性教育がずっと欠落していて、大人の世代の認識も非常に遅れているという面があるので、やはりもっと広い世代に対して啓発活動というか、そういうのを強めていく必要があるなど。

だから、包括的性教育も推進するような立場というのが大事じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○島人權・男女共同参画課長 若年層に限らず、中年層ですとか、そういった方への理解なども含めて推進していく必要があるというふうに考えております。また、女性の健康問題に関しては、最近、国のほうでも取組を進めておりますけれども、更年期障害に関わる症状ですとか、そういったこと、男性のほうもそういった課題は多くあると思うんですけども、なかなかまだ認識されづらいというところもあると思いますので、そういった取組は進めていきたいと考えております。

○平塚けいじ委員長 それでは、ここで理事者の入替えを行いますので、ちょっと早いですけれども、十分程度、休憩を取りたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 それでは、開始は十二時ジャストでスタートしたいと思います。よろしくをお願いします。

午前十一時四十五分休憩

午後零時開議

○平塚けいじ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、㊦上用賀公園拡張事業公募型プロポーザルの提案限度額の修正について、理事者の説明を願います。

○鍋坂スポーツ推進部副参事 上用賀公園拡張事業公募型プロポーザルの提案限度額の修正について御説明いたします。

なお、本件につきましては、都市整備常任委員会と災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会との併せ報告となります。

1の主旨です。令和七年十月八日に公告いたしました上用賀公園拡張事業公募型プロ

ポーザルの提案限度額に誤りがございました。金額といたしましては約一億二千五百万円を過大に積算していたことが判明いたしましたので御報告するものです。

2のこれまでの経過についてです。令和七年十月八日にプロポーザルの公告を行いまし、複数の事業者の参加表明があり、五月二十九日の提案書の締切りに向けて事務を進めていたところ、令和八年四月二十一日に提案限度額の積算に誤りがあることが分かりました。このため、二十二日から二十七日にかけて積算額の再総点検を行ったところでございます。

ここで、一旦、資料の二ページの4の事業者への対応を御覧ください。事業者への対応といたしまして、積算の誤りが判明した時点で、提案書の締切りと併せてゴールデンウィークが迫っており、応募事業者への連絡が取れなくなる可能性がございましたので、四月二十八日に応募事業者に積算の誤りを謝罪するとともに、五月二十九日としている提案書の提出期限延長の必要性について協議をさせていただきました。

その後、いずれの事業者も提出期限の延長は必要なく、参加についても継続いただけるとの御連絡をいただきました。なお、今回の修正は減額であることから、競争性を担保する上での公平性への問題は生じないため、当初のスケジュールどおり手続を進めさせていただいております。

資料の一ページ目に戻りまして、2のこれまでの経緯にお戻りください。提案限度額につきましては改訂版の募集要項に反映し、五月十四日に区のホームページにて既に公開しております。

次に、3の提案限度額の修正内容についてです。本事業の提案限度額については、募集要項公表時である令和七年十月から基本契約締結予定時である令和八年十二月までの約一年二か月の期間が空いてしまうことから、その間の物価変動見込み相当額を含めて算出して公告しておりました。当初の提案限度額は㊦の表の右側にある三百八億六千三百七十九万五千円ですが、算出の誤りの訂正により、左側のとおり、三百七億五千四十二万七千円へと減額訂正しております。その差分の税込み金額が約一億二千五百万円となっております。

内訳につきましては、その下の表に記載のとおりとなっております。本件の積算誤りが生じた項目は、内訳の表にお示しした公園設計監理費と体育館設計監理費でございます。この設計監理費につきましては、国土交通省が発表している設計業務委託等技術者単価の変動に基づいて算出しておりますが、単価の改定が年一回であるため、これを月ごとの変

動率に変換し、令和七年十月から令和八年十二月までの十四か月間における変動率を算出して積算しておりましたが、この積算作業におきまして、本来は直近十二か月の変動率である四・九四八％に対して十二分の十四を乗じて約五・七七三％とすべきところを、変動倍率である一〇四・九四八％に対して十二分の十四を乗じてしまったため、変動率を二二・四三九％として積算を誤ってしまいました。

次に、5の再発防止に向けた取組みについてです。今回の事例につきましましては、ミスが生じた原因や再発防止策を今後取りまとめまして、全庁への共有とともに、再発防止に努めてまいります。

6の今後のスケジュールについてです。当初の予定どおり、令和八年五月二十九日を提案審査に係る書類の受付締切りといたしまして、九月中旬頃には優先交渉権者の決定、十二月には特定事業契約の締結、その後、設計、工事に入りまして、令和十一年度からは公園の一部開設、令和十三年度からは全体開設を予定しております。

このたびは、誠に申し訳ございませんでした。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○桃野芳文委員 あってはいけないことではあるんだけれども、すんでのところで見つかって、それはそれでよかったなという気がしないでもないんですけども、一方、これは、こういう理由で間違えちゃいましたということは分かったんですが、その積算に誤りがあることが判明した経緯、これは誰がいつ、どういう理由で気づいたのかというのはどうなっているんでしょうか。

○鍋坂スポーツ推進部副参事 今回の誤りにつきましては、まず四月に入りまして、今般、中東情勢の影響の件もありまして事業者のほうから区としての対応についての問合せがございまして、それを受けて区の内部のほうで物価変動の取扱い等について検討しているさなか、当初、提案限度額に含めていた物価変動見込みということの再確認をしております、その再確認の中で計算に誤りがあることが分かりました。

○桃野芳文委員 ということは、偶然の産物というか、特にチェック機能が働いて見つかったというわけではなくて、たまたまお問合せがあったから、ちょっとその返答をつくるために調べたのかな、見たら、あれっ、これはちょっと違うぞということに偶然気づいたというようなことかなと思うんです。

それはそれで本当にラッキーでよかったなと思うんですけども、その再発防止も含めてなんですけれども、チェック、計算間違いというのは残念ながらゼロにはならないと思

うんですけれども、それを外に出る前にしっかり気づく仕組みって今までどうなっていたのかということと、今後はさらに厳しくというか、そうならないようにさらに見ていくということだと思えますけれども、今後はどうされるのかというのを教えてください。

○鍋坂スポーツ推進部副参事 今回のような新たな計算手法によって事務をする際には、今回の場合、エクセルで計算をしていたんですけれども、単純にエクセルの計算の内容を確認するというだけでは今回のような間違いを見つけることが難しいというふうに考えておりますので、計算方法の考え方、まず、この部分を共有しまして、その内容の確認を行った上で別の職員が別の方法によって初めから計算をし直して、同じ結果が得られることを確認することで再発を防止したいと考えております。

また、今回、この事業に関しましてはほかにも二つの部署が関わっている事業ですので、スポーツ推進部だけではなくてほかの部署も含めて、計算については連携して確認してまいりたいと考えております。

○桃野芳文委員 これまではどういうことをやられていたんですか。今のは多分、これからこうやっていきますよという話だと思うんですけれども、これまで一人が仕事を任されて、それをつくっちゃえば、もうそれで、ノーチェックという言い方も変ですけれども、出ていくというような感じになっていたんですか。

○鍋坂スポーツ推進部副参事 今回のケースの場合ですと、当時、拠点スポーツ施設整備担当課という課がございまして、そこでの職員が四名ほどおりまして、その四名の中でこの計算をつくり、そして確認をする作業をしておりました。

もちろん、ダブルチェックはしていたんですけれども、かなり計算量も多かったということもございまして、計算の考え方のゼロから確認するという作業がちょっとできていなかったというふうに認識しております。

○つるみけんご委員 エクセルだけでやっているというところで、数字のミスを見つけるのはなかなか難しいというお話はよく理解できる場所なんですけれども、その数字の考え方のところからきちんとチェックをすれば分かったということだったと思うんです。

そうすると、まさにデジタルというか、DXというか、そういうふうなチェック機能をつくることによって仕組みで防ぐというふうにしないと、人的なミスというのはどうしても起きてしまうことがあると思うので、そういうふうな方向性で今後対応するみたいなことは考えられないのか、教えてください。

○鍋坂スポーツ推進部副参事 システムでチェックができないのかどうかということに関

しましては、DX推進担当課とも調整をさせていただいて、例えばAIでチェックできるのかどうかということもちょっと協議させていただいたんですけれども、AIでチェックするためには、まず、その計算の考え方みたいなところをプログラミングしなきゃいけないと。そのプログラミングを行った上でチェックする機能というのを稼働させなきゃいけないので、なかなか各案件ごとに計算の考え方が変わってくるということも踏まえると、かなり作業的に多くなってしまうということもございまして、そういうプログラミングを組むというところからやっていくのは非常に難しいのではないかというコメントをいただいております。

やっぱり計算の考え方というところをどういうふうに組んできたかというのも情報共有した上で、いろんな人手を使って確認する作業が必要だというふうには考えております。

○つるみけんご委員 なかなか難しいという御回答だったと思うんですけれども、多分、そういうのは民間企業でもいろいろやっているところはあると思いますし、人的なミスを減らすためにもデジタルを使うというのは今どこでもやっているもので、技術も日進月歩ですから、ぜひ今後も検討課題として、引き続き御検討いただきたいと思っております。要望です。

○平塚けいじ委員長 次に、㊦中東情勢を踏まえた区の対応について、理事者の説明をお願いします。

○齊藤商業課長 それでは、中東情勢を踏まえた区の対応について御説明いたします。

初めに、1主旨でございまして。現在、中東情勢が一層緊迫化しており、原油やLNGなどの重要な輸送路であるホルムズ海峡が事実上封鎖されている状況にあります。中東からの原油輸送量が急減し、原油価格の高騰や供給制約、物流障害などを通じて日本経済にも影響が及び始めております。

本件は、我が国の主要なエネルギー輸送路であるホルムズ海峡そのものが大きく制約されるといったこれまでとは異なる性質の事態であると考えております。物価や物流等への影響に加え、想定を超える様々な影響が生じる可能性もありますことから、区として当面必要な対応を図ることといたしましたので、御報告するものでございまして。

まず、2区民・事業者向け相談窓口における対応でございまして。区民及び区内事業者向けの相談につきましては、既存の相談窓口を活用して対応いたします。建設、住宅に関する相談を含む法的な相談など専門性の高い相談につきましては、内容に応じて適切な窓口

へ御案内してまいります。また、これらの相談窓口をまとめた特設ページを区ホームページ上に設置するとともに、「区のおしらせ」、区公式LINE、Xなどを活用し、広く周知してまいります。

㊦ 区民向け窓口として、総合支所で実施している区民相談、弁護士相談等、及びふらっとホーム世田谷を活用いたします。

㊧ 区内事業者向けとして、産業振興公社で実施している総合経営相談にて相談対応いたします。また、本相談窓口は五月十一日から六月三十日まで、相談時間枠を一日三枠から四枠へ拡充し、対応しております。

次の二ページにお進みください。3の区内事業者向け支援についてでございます。

初めに、㊨ 世田谷区中小企業融資あっせんにおける利子補給予算の増額についてでございます。中東情勢の緊迫化に伴う原油高や原材料価格の高騰などにより融資あっせんの新規申込みが増加することを想定し、融資による中小企業者支援を強化いたします。経費は御覧のとおりになっておりますが、融資に係る利子補給件数を千五百六十六件増加すると見込み、当初想定を含め五千三百七十四件の融資に対応できる体制といたします。

なお、本件につきましては令和八年第二回区議会定例会において補正予算案を提出する予定でございます。

次に、㊩ 新たな融資あっせんについてでございます。中東情勢悪化の影響を受ける区内中小事業者を支援するため、新たな融資あっせん制度の創設に向けた検討を進めてまいります。

続きまして、4庁内対策本部の設置についてでございます。区では、区民や事業者への影響について調査し、庁内で情報共有を図るため、令和八年五月一日に庁内の対策準備会を設置いたしました。今後、正式に対策本部を設置し、引き続き中東情勢を注視するとともに、区民生活や区内事業者への影響を把握しながら必要な取組を検討してまいります。

続きまして、5国及び東京都への働きかけでございます。本件は、本来、国において外交努力やエネルギーの安定供給の確保など、必要な対策が講じられるべきものと認識しております。また、区単独では対応が難しい課題については、国や東京都による財政支援を含めた広域的な支援の充実が必要であると考えております。今後、特別区長会を通じまして国及び東京都に対して必要な働きかけを行ってまいります。

最後に、6のスケジュールは記載のとおりになります。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○中里光夫委員 融資あっせんの枠を広げたり、新たな融資をとということもあるんですが、この間、土建組合の方のお話を伺っていて、コロナのときの融資の返済がようやく始まったところで今回の事態だと。それから、例えば接着剤が入ってこないとか、シンナーが入ってこないということで仕事そのものが止まっちゃっているという状況の中で、社員の給料は払わなきゃいけないし、コロナのときの飲食が止まっちゃったときの給付金みたいな、そういう対応も必要なんじゃないかとか、いろんな御意見を伺っているんですよ。

さらに融資というところは非常に厳しいということも聞いているので、これはこれで必要なことだと思いますけれども、さらにその先も検討の必要があると思いますが、どのように考えているでしょうか。

○齊藤商業課長 今、委員から御指摘がありましたとおり、私どもも非常に事業者の方の苦境については伺っておりまして、事業者の方が直接というのもありますし、各産業団体のほうも通じて意見というか、今の状況をお伺いしているところです。特に建築業、塗装業界等が全くシンナーですとか塗料が入ってこなくて、五月以降、売上げがなくなってしまったとか、あとは入ってきても三割、五割増しだとか、毎週のように値上げしますみたいなファクスが来るとか、そういうような状況というのはお伺いしているところです。

まさに今おっしゃったとおり、コロナのときみたいな対応ということで、あと、そういう給付みたいな話もあるとは思いますが、まず私どもとしては、特に私どもの区の今の融資というのは小口零細資金だとか、景気対策緊急資金だとか、利用者負担利率が〇・三とか〇・四％、そういったかなり低利で、国のセーフティーネット資金よりも大分低い利率、あれは二％ぐらいあるので、低い状態で行っていますので、それらの拡充と、またさらに、もっとリーズナブルな融資も含めて検討していくということをまず考えております。

その先の、例えばコロナのときの給付型の支援とか補助金に関しては、なかなかちょっと現時点では区の単独の予算では対応が難しい課題かなと思っておりまして、やはり区市町村への財政支援を含めた広域的な支援の充実がどうしても必要ではないかと思っております。今後、こちら、5に記載のとおり、そういったことも含めて国や都に対して必要な働きかけをまず行っていきたいと考えております。

○つるみけんご委員 これだけ物価が上がってきていて、多分、中小企業等々もかなり影

響がこれからもっと出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そうした中で、区の業務を請け負っていただいている区内の産業というのもたくさんあると思うんですけれども、そういうところが契約時と実際にそれを履行される際に、かなり物価が上がってしまって苦しいということが起きないようにしていかなければいけないと思うんです。実際に大成建設さんとの本庁舎の工事では物価スライドの請求があったと思うんですけれども、区内の中小企業、零細企業からすると、物価スライドの請求をするということ自体が非常にハードルが高いというようなお話を以前伺いまして。というのも、計算をするのもかなりの負担だというお話を伺いました。

そうしたことを考えたときに、きちんとやっぱり適正な価格をお支払いするという意味で、区側からそういう物価の上昇分について補填するという考え方もあっていいのではないかと思うんですけれども、この点について、お考えがあれば教えてください。

○齊藤商業課長 今、委員おっしゃいましたとおり、区発注工事だとか委託に関しまして、もう既に契約しているものも含めて、燃料価格だとか建設資材価格の高騰、資材の供給制約で、例えば納期が間に合わないから延長していただきだとか、あとは、工事費だとか物品の価格が上昇しているから、その辺を何とかしていただきみたいなことは、今後出てくることは当然想定されると思っております。

ただ、一方で、影響の程度というのが、まだいろいろ実際の契約内容だとか、工事内容だとか、使用資材だとか、そういうことによってもちょっと異なってくるかなと思っておりますので、まずその影響も含めましてきちんと確認して、財務部ですとか、契約所管等を含めて区として対応を協議していきたいと思っております。

○つるみけんご委員 やっぱり物価スライドの計算等々は中小零細企業では非常に難しく、実際できないという声もちょっと聞いておりますので、ぜひその点も適正な価格がお支払いされるように、そういう支援というのもひとつ検討いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○桃野芳文委員 財政支援、お金をくださいというのはよく分かるというか、シンプルなことだし、お願いして、頂ければいろいろ施策が打てるので、それはありがたいことだと思うんですけれども、財政支援を含めというふうに書いてあるし、国及び東京都へ対して必要な働きかけを行っていくというふうに書いてあるんだけど、財政支援というのは分かりやすいですが、ほかにもっと具体的にこうしてほしい、ああしてほしいみたいなことというのはあるのかないのか。何か考えていらっしゃるものがあれば教えてください。

○齊藤商業課長 国や都に対しての申入れの具体的な内容というのはこれから検討するところではあるんですが、まず国に対しては、こちらにもちょっと記載しているんですが、根本的な話としては外交努力による事態の沈静化、区が申し出たからとって、すぐになかなか難しいのかもしれないですけども、そういったことですか、あとは原油やLNG等の安定供給の確保をはじめとして、燃料油、電気、ガスの今の価格高騰対策、補正予算で電気、ガスを補助するみたいな話が出ているところではあるんですが、そうしたことですとか、中小企業、小規模事業者の資金繰りを支援するための財政措置といったことについて要望していきたいと考えているところです。

あとは、今、情報がやっぱり不足している。ナフサは総量としてはあると言いつつ、実際は届いていないみたいな状況がある中で、やっぱりどこでそういう目詰まりと言われるような状況が起きているのかとか、今どういう現状にあるのかというのをもっと広域的な情報共有だとか、そういう調整の体制を強化してもらうだとか、そういったことも含めて要望していく必要があると考えております。

○桃野芳文委員 私も同じようなことを考えていたんです。お金をくださいはもう簡単なことだし、皆さんからしてみれば、お願いするというのはそんなに難しい仕事じゃないと思うんですけども、物がどこにあって、それがどこで止まっちゃっているのかとか、そういうことはしっかり把握して、物が流れるように手を打っていくというのは、大変だけれども、必要なことだと思うんですよね。

国は、報道を見る限りですけども、一応手は打っているじゃないですか。どこに目詰まりがあるのか調べて、事業者ちゃんとヒアリングして、言うことを聞いてくれないんだったら事業者名を公表しますよとか、やっているわけですよ。

だから、その辺、そういうことをちゃんと東京都と、世田谷区も自分のフィールドでできることはあるでしょうしね。簡単にやれることだけで、やっていますというんじゃなくて、やっぱりしっかり汗をかいてやっていただきたいと思います。

先ほど来、ほかの委員も言っているけれども、本当に中小の事業者からしたら、もう潰れるか潰れないかみたいな、もしくは潰れないにしても何か月間か赤字でずっと行かないきゃいけないみたいな、そんな世界だと思うので、ぜひ我が事として汗をかいてしっかりやっていただきたいと思います。

要望です。

○平塚けいじ委員長 続きまして、③「せたがやP a y 区民認証」及び「東京アプリ生活応援事業」実施に伴う高齢者等への操作支援業務の実施について、理事者の説明を願います。

○齊藤商業課長 「せたがやP a y 区民認証」及び「東京アプリ生活応援事業」実施に伴う高齢者等への操作支援業務の実施について御報告いたします。

なお、本件はD X ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会との併せ報告になります。

二ページにお進みください。まず、報告の主旨になります。本事業は、デジタル操作に不安を抱える高齢者等がポイントを確実に受給できるように必要な申請手を支援するものです。これにより、せたがやP a y の定着を進めるとともに、東京アプリの区民への定着・活用促進を図ってまいります。

三ページにお進みください。せたがやP a y 区民認証と東京アプリ生活応援事業の概要です。左側のせたがやP a y 区民認証につきましては、十六歳以上の区民を対象に記載の期間、実施をしまして、マイナンバーカード連携により区民認証を行った方に、初回に限り五〇〇ポイントを付与するものです。東京アプリ生活応援事業は、十五歳以上の都民を対象に記載の期間、実施し、同じくマイナンバー連携を行った方に一万一〇〇〇ポイントが付与されます。

いずれもアプリ操作とマイナンバー連携が前提となりますが、こちらの認証方法のところに記載のとおり、せたがやP a y と東京アプリでマイナンバーカードに関する必要な暗証番号が異なっております。

四ページにお進みください。この事業の課題として、特に高齢者の方にはスマートフォン操作への不慣れなど、記載のような課題があると考えております。このため必要な手続に進めず、ポイント受給の機会を逃すおそれがあることから、区として操作支援を実施してまいります。

五ページにお進みください。支援内容の全体像をまとめております。支援は、コールセンターと対面サポート窓口を組み合わせ実施いたします。コールセンターでは対面窓口に関する各種問合せに対応しまして、区役所開庁日の九時から十七時まで開設いたします。

対面サポート窓口では、W i — F i 接続から始まって、こちらに記載のようなインストールだとか、マイナンバーカード連携等、ポイント受給に関する支援を行います。

なお、支援は利用者本人による操作を原則として、暗証番号やパスワードの聞き取り入力、代行入力を行わず、こうした操作を支援するという形でハンズオンで行います。

六ページにお進みください。実施期間は令和八年八月三日から十月三十日までの開庁日。会場は各総合支所で、八月はまず北沢で行い、九月は世田谷と烏山、十月は玉川及び砧で、持ち回りで順次実施しまして、十時から十五時までお越しいただいた区民に対応します。

窓口は、暗証番号の再設定等が必要な場合に速やかに連携できるように、各総合支所のくみん窓口付近の特設ブースに設置いたします。実施体制は現場責任者を含む基本三名体制となります。

七ページにお進みください。想定に対応量として、コールセンターと対面窓口ともに応答品質等の目安を定めて運営します。コールセンターは応答率九〇%以上、十五秒以内の即時応答率六〇%以上を目標とし、月五百件以上の着信を想定しております。対面窓口に関しては、一人当たりの平均対応時間を四十五分以内としておりまして、一会場当たり一日十六件程度の対応を見込んでおります。

八ページにお進みください。委託及びセキュリティー体制になります。公募型プロポーザル方式により委託先を選定しまして、提案限度額は記載のとおり募集しております。

委託には I S M S 認証、情報セキュリティーマネジメントシステム、またはプライバシーマークの取得を求めまして、コールセンターにおきましては私物端末の持込み禁止、通信の暗号化、入退室管理など安全管理を徹底してまいります。

九ページにお進みください。今後のスケジュールになります。五月二十九日がプロポーザルの提案書等の提出期限となっております。六月中旬に審査結果を通知、七月中旬に契約締結を予定しております。その後、八月から十月に実施した後、終了後に実施報告と効果検証を行ってまいります。区民への周知に関しましては、「区のおしらせ」やホームページで実施いたします。

一〇ページへお進みください。まとめと今後の展開です。高齢者等が地域に身近な場所で必要な支援を受けられる環境を整えまして、制度利用の実効性を高めることと行政運営の円滑化等を行ってまいります。あわせて、せたがや P a y の定着を進めていくことと東京アプリの今後の活用基盤を整備してまいります。

御説明は以上になります。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○つるみけんご委員 今、最後の一〇ページのところで、身近な場所であるということでお話があったんですけども、これは実施の場所を見ますと全部総合支所ということになっていて、まちづくりセンターというのが多分、一番身近ですし、特に今回の施策というのは高齢者を対象にするという意味で考えると、総合支所まで来ていただくということ自体が非常に難しい御高齢の方もいらっしゃる中で、例えば、一つの施設当たりの期間を短くしてでも、まちづくりセンターでやるという御検討もあったのかということをお教えください。

○齊藤商業課長 確かに、今、委員おっしゃったとおり、まちづくりセンターは区民の身近な困り事に応じる場ということがございます。実際、この計画をするときに、最初はまちづくりセンターでとか、あるいは二十八地区で行えないかということも考えたんですけども、まちづくりセンターもそうなんですけれども、施設の場所のスペースの確保だとか、例えばWi-Fi講座なんかは地区会館とかを使ってやっているんですけども、なかなか連続して同じ場所を確保するのが難しいということがございました。Wi-Fi講座もそんなに長い期間やっているわけではないんですけども、それでも場所がころころ変わってしまったらだとか、ちょっとそういう状況もあるということがございました。

なので、それがやっぱり利用者にとっては分かりづらい部分もあるのではないかと思います。まして総合支所を確保したのと、また、マイナンバーカードのパスワードが分からないという方に対してリセットをかけるとか、そういったことが、まちづくりセンターでも行うことはできるんですけども、なかなか職員の稼働等を考えると、ほかの事業にも支障が出かねなくて難しいということで今のスキームにしております。

まちづくりセンターの職員でできないのかという話に関してもあると思うんですけども、実際、東京アプリの生活応援事業が始まった二月中だったと思うんですけども、少したったあたりで、確かにまちづくりセンターの職員が、分からないよという区民の方に対して操作方法を説明して支援したということはあるらしいんですけども、実際かなり時間がかかったと。

例えば、区民の方によっては、スマホは持っているけれども、ほとんど使い方が分からないだとか、そもそも自分のメールアドレスすら分かりませんだとか、東京アプリやせたがやPayも最初からインストールしてあればそれほどでもないんですけども、インストールもしたことがないけれども、やり方をそこから教えてみたいな話になってくると、二時間、三時間とか、そういった時間を要するという事も聞いております。

そうなってくると、事業としてこの東京アプリとせたがやP a yの窓口として操作に困っている方に漏れなく受け付けるとなると、今のまちづくりセンターの職員が請け負うというのはなかなか稼働も困難だし、他業務にも支障を来しかねないということ判断して、委託で総合支所で集中的にやろうという形で、スキームとして落ち着いた次第です。

○つるみけんご委員 確かに委託で業務効率化を考えてやるのであれば、まとめた場所でやったほうが効率がいいというのは一定程度理解はできるところなんですけれども、まちづくりセンターはマイナンバーの更新の機械も入っていますし、区の職員さんが分からないような仕組みではないはずなんですよね。この認証にしても、東京アプリの認証にしても、恐らく若い職員の方でやったことがあるような方だったら、教えること自体はすぐにできると思うんです。ただ、相手方がパスワードが分からないとか、そういうのはあるかもしれません。

そうしたことを考えたときに、この三千万円という委託をかけて集中してやるというよりも、日常的にまちづくりセンターに来ていただければ支援しますよという発想だってあっていいと思うんです。というのは、地域行政というのは本来そのためにまちづくりセンターというところに人をきちんと配置してやっていこうよと、いつでも来てくださというように頼れるまちづくりセンターにしていこうというのが条例の趣旨だと思いますので、ぜひそのところを忘れないでいただきたいということと、その視点を持って地域行政の推進をより一層図っていただきたいということを改めてお話ししておきます。お願いします。

○河村みどり委員 私のほうからは、三ページのせたがやP a y区民認証の、課長のほうから対象が十六歳以上の区民でという話があって、そこに今度、八月をめどにせたがやP a y利用年齢を十五歳以上に引き下げますという文言があるんですが、これは、そのとおりでよろしいでしょうか。

○齊藤商業課長 今、委員おっしゃるとおりでございまして、こちらに記載のとおり、八月を目途に年齢を十五歳以上に引き下げる予定でございまして。

○河村みどり委員 すみません、ありがとうございます。昨年の東京アプリの実施しますよという発表から、会派としても、やっぱりこの部分は要望させていただいていたところですので、受け止めていただいて、十五歳以上に引き下げただけということ、まず一つ先に評価させていただきたいと思います。

今、つるみ委員からも随分お話がございましたけれども、私も本当にその点がかなり気

になっております。まず、この八月から十月いっぱいまでという形ですけれども、高齢者の方に夏に集中的に、この時期にこういう窓口を開設するので、それもたった一か月ずつ、この期間を逃したらなかなかアクセスできなくなっちゃうというような形の取組のようにも見えてしまうというふうな部分があります。

実は、区民認証が先々週から始まったと思うんですけれども、私も個店さんに行ったときとか、お食事をしたときに、皆さんで、こういう事業がスタートして、登録した後はリピーターで抽せんもできるようになりますよということで、ぜひ登録してくださいというお話を結構頻繁にできていますけれども、まだ日も浅いと思いますので、えっ、そうなのという感じで、知っている方がほとんどいらっしゃらないです。

個店さんで、そこでせたがやP a yを使えるお店の事業者さんもほとんど知らないところで行き当たっているんですけれども、そこで特に高齢者の方にお話しすると、やっぱり、えっ、やり方が分からないから教えてということで、そこで、じゃ、こうやって開いてやりましょうみたいな形で、いつもいつも一緒にやらせていただいているような状況です。

若い方は、あっ、そうなんです、ぜひ登録しますというので済むんですけれども、やはり高齢者の方というのは相当一緒にして差し上げないと、このポイントを頂いたりとか、また、これからも東京アプリのほうはポイントを付与しながらいろんな事業にしっかり結びつけていこうという施策だと思いますので、やはりそういった意味では、できる限り使いたいと思っていらっしゃる方、そもそも、自分はデジタルはもう結構ですという方もいらっしゃると思いますので、こういうサービスがあるんだったら使いたいという高齢者の方にはぜひ支援をしていただける体制をつくっていただきたいと思っています。

その中で、今、つるみ委員もお話しされたように、私も身近なまちづくりセンターでそういう事業を、やっぱり期間を決めるとかではなくて、必要なときにいつでも聞ける状況にしていきたいなど。今、課長のほうから具体的になかなか難しい部分があって、このような形になったというお話はあったのですが、再度御検討いただくことはできないかなというふうに思います。再度、お聞かせいただけますでしょうか。

○齊藤商業課長 御意見、ありがとうございます。今、委員、御指摘いただきましたとおり、確かにこの夏の暑い盛りにどうしてかみたいなことは当然疑問に思われることもあると思います。これにつきましては、私どもとしても、この事業スキームを組み立てたときに、なるべく早くやりたいということがございました。

それで検討はしたんですけれども、やっぱりプロポーザル、委託でやるときに事業者選定を進めるということですか、それについては一定の期間を要する。それから、先ほど来、申し上げたとおり、マイナンバーカードの暗証番号のリセットが場合によっては必要になる。そうした場合、今、くみん窓口等にお越しいただかなければいけないんですけれども、やっぱりくみん窓口はどうしても年度末、年度当初は繁忙期なので、なかなかその時期は難しいということを考え合わせまして、この二つのプロポーザルと、マイナンバーカードは繁忙期を避けてなるべく早くということで、この八月からというスタートにさせていただきます。

確かにおっしゃるとおり非常に暑い時期でありまして、酷暑というような時期であるんですけれども、ほかの区民まつりとかは六月にずらしたりはしているところなんですけれども、屋内のこういった事業に関しましては、今のところ、区としても必ずしもずらしているわけではなくて、普通に八月でも高齢者向けの事業とかを、「区のおしらせ」とかを見てもやっている部分もあります。

そうしたことから、屋内であるし、お休み処とかも近くにあって、そこで水分の供給とかができるということを見ると八月も可能ではないかという形にさせていただいた次第です。

あとは、総合支所にまでわざわざ足を運ばなきゃいけないのかということにつきましては、先ほど申しましたとおり、まちセンでやるにはいろいろスペース面とか、そういったことの制約、委託で、例えば長い期間やるというのは予算的にも、昨年度、事業スキームを立てたときに、どれぐらい来客が見込まれるかも分からないから、まずは三千万円という予算を確保させていただいた、その範囲内でやっていこうということで、こうした計画を立てた次第です。

ただ、今、御指摘いただいた御意見につきましても踏まえまして、まずはこの事業スキームでやってみて、それで、三か月あるんですけれども、八月、九月ぐらの実績を基にしまして、そこでかなりニーズがあって、今後も追加が必要だし、もっと近くの場所でやるべきだみたいなことが分かってきましたら、さらなる支援窓口の開設だとか後日の開設だとかも含めて、御意見を踏まえまして検討していきたいと考えております。

○河村みどり委員 ありがとうございます。ぜひもうちょっと丁寧というか、御高齢の方だとかにもうちょっと、いつでもそこに、先ほど、つるみ委員もお話があったように、コロナ禍のときは、やっぱりまちセンのところで、身近なところで予約ができたというの

で、高齢者の皆さんは本当に喜んでくださっていたんです。

それが今回、中身が違うので時間もかかるという部分はあるとは思うのですが、やはりどういう形でか、このたった三か月の期間で、それも総合支所で一か月だけの暑い時期だけとかというふうになって、じゃ、どれだけの高齢者の方がそこに結びつくのかなというふうに思ってしまう部分もありますので、今後、終わった後には、じゃ、どうするかだとか、デジタルデバインドという観点でしっかり頻繁に講習会を持っていただくとか、様々な形で高齢者に優しいデジタルデバインドを進めていただけたらと思います。要望です。よろしくお願いいたします。

○河野俊弘委員 この設置目的について、私も地域通貨として使えない人が出てきては駄目だというような意見を議会でもさせていただいて、その一つの取組の成果というところもあるのかなというところで、これから期待はしているところなんですけれども、先ほどちょっと説明の中であったように、例えば今、くみん窓口とかで、場合によってはアプリを入れる登録、アカウントですらしていなくて、そこからスタートしなくちゃいけないというような状況で、そうすると、やっぱり御自身の個人情報をそもそも入れて、アプリを入れるためのパスワードをまず設定して、その上でアプリを入れて、アプリ上での設定をして、あるいはそこにマイナンバーカードも、またパスワードが設定されていってとか、結構複合的な手続で、多分、本当に数時間かかってしまうようなケースが多々多々、その窓口上であったのかなと。

実際、そういうような方々がその場で諦めてしまうというか、手続にそんなに時間がかかるのは非効率だからというところで、今回、このサポートが入ることによってどの程度効率化されていくのかというのは、この目標にある数字ではもちろんあると思うんですけれども、そのフローというか、まず、くみん窓口に行って、あっ、アプリをまだ入れていないんですね。じゃ、そちらにどうぞみたいな形で、そっちでアプリを取ってから、またマイナンバーの手続を試してみたいな、二重、三重の手続になるようなイメージで持たれているのか、その辺を確認したいんですけれども。

○齊藤商業課長 今、御指摘のとおり、確かに、例えばもう一から登録すると、まずはアプリをインストールして、メールアドレスを登録して、そのメールアドレスにメールが来て、そのリンクをクリックして本登録みたいな、かなりそういう複雑な手順があると認識しています。やはりそこで、確かに複雑過ぎて諦めてしまうとか、もう最初からメールアドレスが分からないみたいな状況はあるかなと思っています。

くみん窓口にと申し上げたのは、くみん窓口でできることとしては、マイナンバー関連のことというのはどうしてもくみん窓口というか、区の窓口でなければできないところがあります。今回、委託で設ける窓口については、操作支援、例えば、今のインストールから始まって、メールアドレスとかも、本人に分かりますかみたいなことを聞いた上でメールアドレスを探してあげるだとか、そういった支援というのを行うんですけれども、どうしてもマイナンバーカードについてパスワードが分からないとか、マイナンバーカード自体持っていないとかという形になると、そこで引っかかってしまう。その対応というのは、どうしてもこの委託の窓口ではできないので、マイナンバーカードの暗証番号が分からないからリセットが必要だというときに、くみん窓口を御案内するという想定であります。

なので、最初からくみん窓口に来た場合は、もう先にこっちの委託先の窓口、ブースを案内しまして、まず委託先のブースに来てもらって、必要に応じてマイナンバーカード関連のことはくみん窓口案内するというような流れになろうかと思えます。

○河野俊弘委員 今回、各総合支所でやって、約三か月間、検証というのでも必要かなというふうにも思いますし、そもそもメールアドレスを取るところからみたいところで始まっていってしまうと、操作支援みたいところ、例えば、町の携帯ショップなんかも、今は全部大体予約制になっていたりとか、ぱっと行って、ぱっとできる場所も少なくなっているというのも現状ありますし、そういったところで複合的な、どこに行けばどうつながっていくのかみたいところを少し明確にしていく必要があるのかなというふうにも思います。

先ほど言ったように、まちセンとかでスマホ教室とか、ああいうのもやっていますけれども、そういったところの役割を、少し見方を変えてみるとか、やっぱりまちづくりセンターでそういう操作支援のところまで手ほどきをしてもらえるようなことができて、実際に、じゃ、マイナンバーまで、そこまでできればもちろんいいんですけども、やっぱり日にちがかかるところもあるかと思えます。

なので、今ここでやったことで全てを完結できないケースというのでも、今回、多々多々、多分出てくるかと思えますので、そういった検証を含めて、各地域のまちづくりセンターを含めた役割のところまで検証、検討していただくということを要望させていただきます。

○原田竜馬委員 先ほど河村委員から、この暑さの中でというふうな話もありましたけれ

ども、右上の五ページのところにコールセンターの設置と対面サポートの窓口というふうにありますけれども、このコールセンターで対面サポート窓口のような対応をなぜしないのかというところを教えてください。

○齊藤商業課長 今回の原田委員の御質問は、多分、コールセンターで操作の支援を行うというふうな話だと思うんですけども、単純に操作のやり方というのに関しては、東京アプリもそうですし、せたがやPayもそうなんですけれども、各ホームページのほうにも載っていて、そのレベルであればお教えすることはできるんですけども、やっぱり実際に操作に困っている方というのを電話だけでお伝えするといってもなかなか、それができる範囲で、そこで簡単に教えられて完結するようであればいいんですが、現実には、電話のやり取りだけで操作が完結できましたというのは、なかなか難しいんじゃないかなと思っておりまして、コールセンターの役割としてはここに記載のようなことをメインとして考えているんですけども、もし電話で教えてくれれば対応できるよみたいな話だった場合は、必要に応じて電話で操作方法を教えるということも可能だと考えております。

○原田竜馬委員 ありがとうございます。今後、実績報告、効果検証というのが業務終了後に行われるかもしれないんですけども、コールセンター、対面サポート、高齢者といっても、全員が全員デジタルに不慣れな高齢者というわけでもないと思いますし、そこにはすごくバリエーションはあるのかなというふうに思っております。

効果検証ということを今後行われるかもしれないんですけども、例えばですけども、電話だけではなくて、もしかしたらズームだとか、テレビ電話的なものによるサポートみたいなものがあると、より利便性が増すかもしれないですし、この対面だけでしかサポートができないというような対応というのはどうなのかなというふうに思うので、そこを少しバリエーションを増やして、様々な立場というか、デジタルに対する許容度の、高齢者の方を包摂というか、対応できるような仕組みを構築していけばいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○平塚けいじ委員長 次に、㊦令和七年度エリアリノベーション推進事業の実績報告及び令和八年度の取組みについて、理事者の説明を願います。

○齊藤商業課長 令和七年度エリアリノベーション推進事業の実績報告及び令和八年度の取組みについて御報告いたします。

二ページにお進みください。まず、事業の目的です。エリアリノベーションとは、民間主導の官民連携により、町に潜在する社会資源を再発見、再解釈、再編集し、地域の経営課題を解決するまちづくりの手法です。商店街を取り巻く環境変化に対応し、地域経済の持続可能性の向上と発展を図るといった目的の下に、区では、京王井の頭線池ノ上駅周辺をモデル地区として設定し、令和六年度から事業を開始いたしました。

令和六年度は、説明会や講演会、対話型ワークショップを通じて地域の現状把握や機運醸成を行いまして、令和七年度はそこから一歩進めまして、新たな担い手の発掘、育成等、実践に向けた基盤整備を行いました。

三ページにお進みください。令和六年度の取組を通じまして、モデル地区である池ノ上の強みと課題として、商業、住宅、教育の近接性といった強みがありつつも、地域活動の担い手不足や空き店舗の増加といった構造的、継続的な問題が見えてまいりました。

四ページにお進みください。令和七年度の取組方針です。令和七年度方針としましては、令和六年度の機運醸成の段階から一歩進めまして、実践に向けた基盤を整備する段階として二つの事項を設定いたしました。

一つ目は、新たな担い手の発掘・育成として、子育て層や新規出店者等を巻き込んでいくこと。二つ目は、多様な主体の関係性を構築しまして、価値観の可視化と共有を図っていくことです。

具体的な取組は次のページ以降に記載しておりますので、五ページにお進みください。

まず、一つ目の新たな担い手の発掘と育成の取組として、キッズトレジャーハンティングというプログラムを実施いたしました。これまで地域活動への参加が限定的であった子育て世代や若年層に着目しまして、子どもたちが池ノ上という地域を歩いて、お店や住民の皆さんと触れ合うことで町の魅力を再発見するというものです。実施日時は記載のとおりとなっております。池ノ上青少年交流センターや駅周辺エリアのお店の協力をいただきまして、こちらに記載のメンターの皆様の協力を得て実施しました。参加人数は記載のとおりで、多くの商店街関係者や地域活動団体関係者の協力をいただくことができました。

このプログラムを通じまして、子どもたちが地域に関する関心を高めてもらったり、その保護者も含めてまちづくりの担い手となり得る層が池ノ上という地域に関わっていくきっかけづくり等に役立てることができたと考えております。

こちらの右上のリンクからこのプログラムのダイジェスト動画、七分程度ですが、見る

ことができますので、後ほど参考に御覧いただければと思います。

六ページにお進みください。多様な主体の関係性構築の取組として、池ノ上M E E T U Pというワークショップを全四回実施しました。池ノ上には三つの商店街、小中学校P T Aなど、もともと多様な活動主体がありますが、そうした活動主体の連携を促進するため、地域の将来を議論、検討してみようというワークショップを記載のとおり行いました。

成果といたしまして、池ノ上らしさや将来に残していきたい魅力や価値を伝えるコンセプトブックをアイデアを出し合って作成したほか、団体の垣根を越えて三つのチームで課題を議論したり、このワークショップ後も継続的に議論し合う定例会の発足など、将来にわたって自主的なまちづくりが進むような枠組みを後押しできたと考えております。

七ページにお進みください。三月十五日に令和七年度のまとめとして、記載のとおり、事業報告会及び講演会を行いました。参加者からは、新しい人とのつながりが太くなってきたなど、協働意識の高まりについて好意的な声をいただきました。

八ページにお進みください。令和八年度の取組方針になります。過去二年間の取組を踏まえた実践段階へ移行しまして、民間主導型のまちづくりを推進するため、民間主導のエリアマネジメント実現に向けた仕組みづくり、リノベーションスクールの実施、池ノ上モデルの構築、三つの基本方針を掲げまして、取組内容として、遊休資産調査や地域人材の発掘を継続しながら、新たな取組として家守育成、リノベーションスクールを行ってまいります。

九ページにお進みください。令和八年度の予算及びスケジュールは記載のとおりになっております。予算については、令和六年度からプロポーザルにより選定したまちづくり支援事業者と委託契約を締結しており、経費の二分の一を都の補助金により賄っております。

実施スケジュールは、毎月、池ノ上の地域活動団体とのミーティングを行っており、ここに区職員も入って団体間の連携を深め、エリアマネジメントの基盤を構築しつつ、記載している取組を進めてまいります。

一〇ページにお進みください。今後の展望及び三か年の進捗イメージです。今年度は、過去二年間の取組実績を基に民間主導のまちづくりに向けた実践と仕組み化を行ってまいります。今年度末の最終的な展望として、まず一つ目として、池ノ上モデルのプロセス、再現性を検証しまして、今後、他地域へ横展開できるようにしていくこと、二つ目とし

て、民間主導の持続可能なまちづくりを定着させること、三つ目として、地域経済の持続可能性の向上と発展を目標に取り組んでまいります。

なお、一二ページ以降に、別紙として昨年度の取組の成果であるコンセプトブックを添付いたしました。これを池ノ上の各商店街や地域の皆様に配布し、まちづくり推進の機運を醸成してまいりますので、参考に御覧いただければと思います。

御説明は以上になります。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○原田竜馬委員 ありがとうございます。私も何度かエリアリノベーション事業、ワークショップみたいなものに参加させていただいたり、住民の方からお声をいただくこともあって、これを行ってきて、何となく地域間のといいますか、団体間、商店街間、連携が取れてきたんじゃないかみたいな話を伺うことはありました。

ただ、今の段階だと、何で商業課がやっているのかというところがまだ見えていなくて、まだ街づくり課がやっていってもよかったんじゃないかということで、令和八年度、三か年目が商業課として、このエリアリノベーションをやることの意義、目的を果たすことができる年度になるんじゃないかと思っています。

これは三か年で一応完結をするというふうな流れにはなっておりますが、九ページの最後、事業報告会及び講演会実施、次年度以降の展望を共有というふうに書いてありますが、次年度以降の展望というものを皆さんに御共有いただいた後、区としては、もうこれは三か年でまるっきし終わってしまうのか、もしくは緩やかなつながりを持って支援をしていくのか、どういった関わりになっていくのかというところを少し教えてください。

○齊藤商業課長 この事業は令和六年度からスタートしまして丸三年ということで、もともと都の補助金を使っただけの事業というのも、基本的にはこの三年目が区切りなのかなとは思っております。来年度以降、展開をどうするかというのは、今後の事業の進捗だとか、実際にリノベーションまちづくりというのがどう定着しているかというのも、そこを踏まえて考えていきたいと思っていますのでございます。

ただ一方で、完全に、ここに次年度以降の展望を共有と書いたとおり、今、区の職員、私も月一の定例会には参加させてもらっているんですけども、そういったところに伺って話を聞いていく中で、やっぱり区への期待というのはすごく強いものがあって、我々区職員も、あと委託事業者も、かなりがっつりというか、踏み込んで入って、商店街だとか、それ以外のPTAだとか、イメージアップ推進協議会と言われるような協議会がもと

もとあったところと絆が深まった。

実際、メンバーとしてこの地区の家主さんも入って、空き店舗の空き家活動とかも進んできたということを考えると、これで完全におしまいというわけにもなかなか難しい部分もあるかなと思っていて、こういう契約という形かどうかはともかくとして、区の職員も今後も関わっていくということはやっていきたいと思っていますし、実際、これ以外にも商店街補助とかはこれまでも継続してやっています、ほかの商店街には区の職員として我々経済産業部の職員も関わっているので、この三年間の状況を踏まえまして、区の職員も引き続き、関わり方は変わってくるかもしれませんが、関わりを行っていききたいとは、今の時点では考えております。

○原田竜馬委員 やはりこの三か年で本当に結果が見えてくるのかというのは少し疑問なところです。かつ、この事業の一つのポイントとなるのが、多分、最終的な展望の目標1に書いてありますけれども、池ノ上モデルのプロセス・再現性を検証し、区内他地域へ横展開をする。区内他地域へ横展開をするというところが、このエリアリノベーション事業の一つの区がやろうとしていることのポイントなのかと思うんですけれども、町が違えば、その町を構成する団体の人と人との関係性も違いますし、どういったお店が多くあるのか、違う要素もあるかと思えます。本当に区内の他地域への横展開が可能なのかというのは少し疑問に思うところでもあります。

かつ、この事業がその地域の遊休資産、空き家などを活用して、実際にその町の方がお店を開かれるのかどうか分からないですけれども、自立して経済を循環させていけるような環境をつくるというところが、このエリアリノベーションの池ノ上におけるゴールかと思えます。三か年リノベーションスクールをやって、今年度中に本当にその遊休資産を活用して事業をやる方がいらっしゃるのかどうかというのも分からないですけれども、仮に事業をやり始める方が出てこられて、池ノ上という町の商店街が今よりも活性化をするのか、経済がより循環するのか、そういったところまで、アウトプットの段階ではなくアウトカムで、この池ノ上モデルというものが実際に妥当なのかどうかというところを判断できるのではないかと思います。横展開に向けて、三年度目の結果をもって横展開をすることが妥当なのかどうかということ伺いたしたいと思います。

○齊藤商業課長 確かに、委員、御指摘のとおり、横展開といいましても、池ノ上で成功して、その成果だけをまねしてねみたいなのは、なかなか現実的ではないかなと思っていて、成果というよりは、そこに至ったこの三年間のプロセスでどういうことをやっ

て、どういう議論を重ねて、どういうふうになっていったかとか、そういったことのプロセスも含めて何か再現できるような形で表して、ほかの地区にもお示しすることはできないかなと思っているところです。

実際、この池ノ上でワークショップとか、あとはこれまでの議論をする中でも、尾山台だとか松陰神社のまちづくりに携わった方、結構成功事例の方に来ていただいてお話を伺う機会を設けたりして、そこでの成功事例を横展開じゃないですけども、共有して、プロセスとして池ノ上でもまねできるところはまねしようみたいな形でやってきているということがございます。

なので、横展開というのに関しましても、池ノ上で今までのやってきたことのプロセスの部分というのをお示しして、ある意味、テンプレート化するみたいなことを、この三年間で今年度が終わりで、どこの時点までできているかというのはまだ不確定なところもあるとは思っているんですけども、何とかそれを進めていきたいと思っております。

今、アウトプットというお話もございましたが、これまで、この事業というのとはもともと地域経済発展ビジョンのアクションプランに基づいてやっていたんですけども、そこにはプログラムの実施回数だとか、参加数といったことをアウトプットということでお示ししていたんですけども、それだけだと、あくまでアウトプットであって、アウトカムとはちょっと違うのかなというふうに思っていますので、今回、実在の空き店舗を題材にして、そこに、事業化とまで行くか分からないけれども、目に見える実践、その空き店舗だとかをこういうふうに地域で利用できるような形にしたとかいうことも含めて何かしらできるようにしていきたいと思っておりますので、そういったアウトカムもお示ししながら、横展開できるような成果を探していきたいと考えております。

○原田竜馬委員 今、プロセスというふうなお話もありましたけれども、プロセスだったら、多分、街づくり課がやっているまちづくりだけでいいような気がしていて、何で商業課がやっているかというところ、それはやっぱりプロセスももちろん大事だとは思いますが、その地域、その商店街の経済が循環していく、今よりもよりよくなったということが、この事業の成功であり、それなくして横展開というものはあり得ないのではないかなというふうに思っていますので、プロセスももちろん大切かもしれませんが、そこは商業課がやっているエリアリノベーションだということなので、ぜひアウトカム、何をやったというところではなく、そこからどういった経済に効果が生まれたのか、遊休資産が活用されたのか、そういったところも含めてぜひ御報告いただき、それを横展開していくとい

うことを行っていただきたいと思います。

以上、要望です。

○平塚けいじ委員長 続きまして、㊦令和七年度せたがや産業創造プラットフォーム「SETAGAYA ■ PORT」の実績報告について、理事者の説明を願います。

○阿部経済課長 それでは、令和七年度せたがや産業創造プラットフォーム「SETAGAYA PORT」の実績報告について御説明いたします。

まず、1 主旨ですが、本事業は、地域経済を活性化させるため新たな事業の創出や、社会課題の解決に向けたソーシャルビジネスの推進、そして地域の産業人材交流の促進を目的に実施しております。

2 事業ですが、①から③の三つのプロジェクトの柱を中心に事業を展開していることをイメージ図で表現しております。

次に、3 事業概要及び実績です。㊧登録者数ですが本事業の取組やイベント告知などを提供することを目的に、まず利用者はLINEに登録してもらいます。現在、その登録者数、約七千五百名の登録があり、令和七年度は約八百名の新規登録がありました。また、登録者のうち、希望者は自身の職業や取組内容を事務局に申し出ていただいております、その情報をシナジーという顧客管理システムに登録し、事務局にてメンバー間の交流等に情報を活用しております。現在、そちらに約三千名の登録があり、令和七年度では約三百名の新規登録がありました。

おめぐりいただいて、二ページ目冒頭にシナジーの登録者の属性を表にまとめております。記載のとおり、若い年代の登録が中心となっております。

㊨からは、令和七年度に実施したプロジェクトを、先ほど申し上げた三つの柱を基に、代表的な事例を説明しております。

㊩セタガヤポートハブです。ポートメンバーの交流を目的として実施しております。事例のBARニューウェーブでは、区内飲食店等を活用した交流会を定期的で開催し、右側の画像を見ていただくと、ホームワークビレッジの一階にある飲食店を会場とした交流会の様子を掲載しております。

㊪セタガヤソーシャルラボです。地域の社会課題を題材とした取組を行っております。事例の体験型キャリアデザイン教室では、小学生、保護者を対象としたキャリアデザインを体験できるワークショップを下北カレッジで開催した内容を記載しております。

三ページです。㊦セタガヤニューウェーブは、次世代の起業家やビジネスを応援する取組を行っております。事例として、ポートで取り組んだ五つのプロジェクトの成果発表会と交流会を北沢タウンホールで開催した内容を記載しております。

㊧その他プロジェクトとして、次のページにかけまして①から③のプロジェクトを三つ掲載しております。後ほど御確認をお願いします。

五ページです。4プロジェクト後のアクション・声です。

㊨区が把握した、プロジェクトに参加したことで仕事につながったり、イベント開催につながった事例を紹介しております。

また、㊩では参加者の主な声を記載しておりますので御確認ください。

今後もポートの各取組を周知し、参加者を増やすため、事例の収集に努めてまいりたいと考えております。

5事業の決算見込み額は記載のとおりです。

最後に、6令和八年度の取組ですが、今後も各取組を進めまして、産業人材交流促進を進めるとともに、地域や社会課題への取組という親和性を生かしまして、昨年四月に開設しましたホームワークビレッジとの連携した取組をさらに進めてまいります。

六ページ、七ページは、本年三月に作成した事業のパンフレットを掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上です。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 次に、㊪令和七年度世田谷区地域連携型ハンズオン支援事業の実績報告について、理事者の説明を願います。

○阿部経済課長 それでは、令和七年度世田谷区地域連携型ハンズオン支援事業の実績報告について御説明いたします。

まず、1主旨につきましては記載のとおりとなっております。

次に、2事業概要及び実績です。昨年度から、㊫、㊬の名称を変更しております。

まず、㊭ホームワークブースターですが、こちらは事業の見直しや新規事業の立ち上げのため、専門家がマンツーマンで最長八か月間、伴走支援してプロジェクトを支援するとともに、補助金を上限百八十万円支給するものでございます。昨年度は三十八件の申請

があり、最終的に十四事業者に補助金を交付しました。

㊦ セタライトです。㊥のようなフルサポートではなく、専門家のグループセッションを通じて事業の計画策定を最長二か月間の短期集中でスポット支援を行うものです。昨年度は六十一件の申請があり、最終的に二十三事業者に補助金を交付しました。

ホームワークブースター、セタライトの採択事業は、送っていただいて、右肩四ページから六ページに一覧を掲載しております。両コースの事例を参考として一例ずつ、右肩七ページ、八ページに記載しておりますので御説明させていただきます。

まず、七ページに進んでいただきまして、七ページに記載のホームワークブースターの事例でございます。こちらは高齢者の住まい支援とコミュニティーづくりの事業として、もともと編集者をされていた代表の方が高齢者の入居が敬遠されている社会問題を身をもって体験されたことから未経験の不動産業に挑戦するため、本事業に申し込まれました。広報、ブランディングの助言や、代表の経歴から具体的なPRポイントの整理などについて専門家が伴走支援し、開業に結びつけた事例となっております。

最後に八ページ、セタライトの事例です。IT企業でアプリ制作の技術を持つ代表の方が障害をお持ちのお子さんの成長記録を可視化するアプリ開発をした後、収益向上のための課金ポイントの整理や、ユーザーフィードバック収集方法を専門家が伴走支援し、ダウンロード数の増加につながった事例を紹介しております。

もう一度、右肩一ページにお戻りください。㊧ ビジネススクール事業、ネイバースクールSETAGAYAについて説明させていただきます。こちらは、専門家、起業家などの講義等を通じて事業モデルの構築、発表をする過程で事業者同士の横のつながりを創出するものです。

昨年度は、①ビジネスアイデアコースをはじめとして、次のページ、二ページにわたる①から③の三つのコースを実施いたしました。④は、各コースの成果発表として実施したイベントの内容です。⑤は、昨年度新規に行ったイベントの御紹介です。世田谷未来共創ピッチとして、区内のベンチャーやスタートアップ事業者を広く公募しまして、プレゼンテーションの機会を提供するプログラムです。八名の事業者がプレゼンし、区や区内電鉄事業者などから質疑応答を行ったほか、事業者同士の交流機会を提供しました。

㊨ せたがやカラの市です。こちらは、ホームワークブースター、セタライトの補助事業者、そして、ビジネススクールの事業者を中心に本事業の成果を広く区民の皆様にご覧いただくための見本市として、期間中は未来共創ピッチの開催など、合わせて三日間、

二子玉川ライズで開催しました。

㊦ 事業の決算見込額については、記載のとおりです。

次に、3本事業の効果についてです。

㊧ ですが、過年度採択事業者に対しアンケート調査を実施しており、前年度と比較した売上げ実績について、六割が増加、二割は横ばい、二割は減少という結果を確認したものでございます。なお、ハンズオン支援事業は令和八年度で六年目となりますので、本調査では伴走支援年度が一年前、または二年前に終了した事業者等が混在しております。

㊨ ですが、事業名の中に地域連携型と記載しておるとおり、区にゆかりのある専門家と区内事業者をつなげ、コミュニティーを形成することで新たな課題、ビジネスチャンスの種を生むことがこの事業の強みであると考えております。

㊩ 採択事業者からの声です。本事業の具体的な効果について確認したものを記載しております。区としましても、この事業を通じて発展的な効果が上がっていることを確認しておりますので、より成果を広く周知していくためにも、今後も事例の収集に努めてまいりたいと考えております。

最後に、4 令和八年度 of 取組みですが、ホームワークブースターは六月一日まで現在募集を行っているところです。セタライト、ネイバースクールにつきましては七月以降募集を行うべく準備を進めております。それぞれの予定事業者数は記載のとおりです。

説明は以上です。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○河村みどり委員 この事業に関して、専門家の方が伴走支援をしていただける事業ということで、希望されている方には大きな力になるんだろうなというふうに思っておりますけれども、ホームワークブースターが、申請が三十八件あって、そのうち、交付事業者が十四事業者、その下のセタライトに関しては六十一件の事業者さんが応募されて、支援されたところが二十三事業者というふうになっています。

例えばセタライトのほうにしてみたら、六十一事業者の方が応募されたんだけど、三分の一の事業者さんが対象になりましたよというのは、それは何か条件が合わなかったからということなのでしょうか、教えていただけますか。

○阿部経済課長 御質問の点、申請いただいた事業者の内容、事業計画等を確認しまして審査を行っております。審査の結果、予定事業数は決まっておりますので、その結果、この交付事業者数の数になったというところでございます。

○河村みどり委員 では、実際は審査でこの数になったということでしょうか。

○阿部経済課長 そのとおりでございます。

○河村みどり委員 分かりました。この次の来年度というか、令和八年度の取組においても何か目標的な、ホームワークブスターのほうには十八事業者程度で、セタライトは二十七事業者程度というふうになっておりますけれども、予算的な部分でそのような数字を決めているわけではないというか、要は、実際はより多くの事業者さんが結びついていけたらいいなというふうに思っているんですけども、六十一事業者の方が応募しているというのは、とっても期待している、ぜひ支援してもらいたいという事業者さんがこれだけいるんだなというふうに思ったときに、例えば予算をもうちょっと増やせばもっと結びつくのかなとか、そうではなくて、そもそもの審査がそこまで追いついていないんですよという、そこですよということでもいいですか。再度確認します。

○阿部経済課長 予算額についてはそれぞれ上限額を確保していますので、今年度ですとブスターのほうは十八事業者、セタライトが二十七事業者は確保しております。審査を行っている理由については、事業計画などを確認しまして、ハンズオン支援ということで専門家の方が支援に値するというか、どういった支援が可能なのかというのを確認する意味でも審査を実施しております。

申込み数については、委員おっしゃっていただきましたけれども、一昨年度は三桁、ブスターのほうは百十四件あった中で、昨年度は三十八件ということになっておりまして、開始当初はかなりの申込みもあった中で、審査を経た上で補助交付をしているというところになっていることを考えると、私どもとしては、申請者数をもっと確保しなきゃいけないということは考えております。

審査の過程で、やはり内容がまだ煮詰まっていなかったり、そういったところで駄目になった事業者さんについては、翌年度挑戦して、またさらにその上で採択されたという事例もあるというふうに聞いていますので、審査のほうは、あまり緩くしてしまうと、専門家の支援のところでなかなか効果的な支援を、効果を発揮できないというところもありますので、そこは慎重に、今後も厳密に審査をさせていただきたいと考えております。

○桃野芳文委員 過年度採択事業者に対してアンケート調査をやったということですがけれども、この事業者の方々は、皆さん、世田谷区内にいらっしゃるということでよろしいのですか。

○阿部経済課長 今現在、区内で活動していますかという設問もありまして、そちらにつ

いては全て活動しているという回答でございました。


○**桃野芳文委員** 回答率が約九三%ですよね、残りの七%の方はどういう状況かというの
は分かるんですか。例えば郵便物が宛先不明で返ってきちゃったとかという人もいるとか
いないとか、どういう状況なのかというの分かるんでしょうか。

○**阿部経済課長** 基本的にはメールで、申請のときから電子申請というふうに行っており
まして、今回の調査についても電子メールのほうでフォームをお送りしたところでは、基
本的には、メールの場合でも届かないと返ってくるものがあるんですが、そういったもの
はないというふうに確認しておりますので、御本人様の事情で回答しなかったというところ
はあると思いますが、今後の調査につきましては、なるべく全ての方が回答していただ
くようなリマインドですとか、そういった方法はしていきたいと思っております。

○**桃野芳文委員** 回答率自体は高い回答率だと思うんですけども、逆に、返してくれ
ない人は何で返してくれないのかなとも思うし、簡単に言ってしまうと、世田谷区のお世
話になってというか、それでやってきたわけだから、答えられないというのは、何かそれ
なりの理由があるのかなと。それこそ、事業がもうないとか、どこか世田谷区内じゃない
ところに行っちゃったとか、もしかしたらそういうこともあろうかと思っておりますので、別に
アンケートだけが全てじゃないし、皆さんが事業検証する上で結果がどうなったというの
が大事な調査だから、それは、このアンケートで、返ってきたのはこれだけですと終わ
りにするんじゃなくて、やっぱりしっかり全体像を把握できるように取り組んでいただ
きたいと思うんですけども、このアンケートというか、要は、アンケートに答えてこな
かった人は、もうこれで終わりということになっちゃうんですか。

○**阿部経済課長** アンケート調査については、昨年度の取組として今回載せてお
りますけれども、毎年度、後追いというか、確認はしていきたいと思っております。今
回の調査に関しては、委員がおっしゃったとおりでもありますので、回答してこな
かったところがなぜなのかみたいなのところについては確認をしていきたいと思
っております。

また、こういった項目がいいのかということについても確認しながら、よりよい分析
ができるような調査となるように努めてまいりたいと思っております。

○**平塚けいじ委員長** 次に、 (仮称) 用賀複合施設基本構想について、理事者の説明
をお願いします。

○**佐藤工業・建設業・雇用促進課長** それでは、(仮称) 用賀複合施設基本構想について

御報告いたします。

なお、本件につきましては、企画総務常任委員会、福祉保健常任委員会、環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会での併せ報告となっております。

一ページを御覧ください。まず、1の主旨でございます。昨年十月に、エコプラザ用賀及び用賀福祉作業所の敷地を活用した本複合施設の整備方針を策定し、その後、さらなる検討を進め、基本構想を取りまとめましたので御報告するものでございます。

続いて、2基本構想の概要の㉔基本的な考え方になりますけれども、①から③に記載のとおり、環境政策の新たな拠点施設の整備、総合的、効果的な普及啓発事業の推進、近隣公共施設等の複合化、これらに基づき基本構想を検討してまいりました。

続きまして、㉕基本的な方針になりますけれども、展示、情報発信を施設全体で行い、環境配慮に関する情報に自然と触れられるとともに、駅から近いという立地を生かし、建物外観等にも環境技術を反映し、区民の方が興味を持ち、施設を訪れやすいよう整備してまいります。

また、様々な施設で構成されることから、おのこの特性を生かし、連携を取っていくとともに、清掃事務所等も配置するため交通面での安全には配慮してまいります。

二ページを御覧ください。㉖敷地概要、㉗建物概要は記載のとおりとなっております。施設は地上五階建てを予定しております。

㉘配置計画ですけれども、施設に訪問しやすいよう、出入口を北側の交差点付近に設け、また、安全面に配慮するため清掃事業車両と一般の方の車両の出入口は別に整備していく予定になっております。

続いて、三ページを御覧ください。㉙施設の整備概要についてです。一階は施設のエントランス、粗大ごみ中継施設、清掃車両や施設利用者等の駐車場を配置いたします。エントランスから階段などの動線も活用いたしまして、施設全体で普及啓発を行います。二階は、普及啓発施設、用賀福祉作業所、三階は、環境政策部の執務室、エフエム世田谷、シルバー人材センターが活用する用賀ワークプラザを配置いたします。用賀ワークプラザですけれども、高齢者が経験や能力を生かして働くことの支援ですとか、交流促進事業を展開するための多目的室、事務室等を整備する予定になっております。四階、五階は、清掃事務所機能として、主に技能職の職員に必要な諸室を配置いたします。なお、女性技能職の配置も見込みまして、更衣室や浴室等は男女別で整備する予定です。

四ページにはフロアイメージ図を記載しておりますので、御確認ください。

五ページを御覧ください。㊦ 工事期間中の代替施設につきましては記載のとおりになっておりまして、各事業で支障が出ないように調整してまいります。

続きまして、3 概算費用ですが、現時点で約五十五億円を見込んでおり、設計段階でさらなる精査をしております。

最後に、4 今後のスケジュールになります。今年度に基本設計をまとめまして、令和九年度から実施設計、令和十年度に施設の解体工事を行います。令和十一年度から建築工事に着手し、施設の運用開始は令和十四年度を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○桃野芳文委員 すみません、確認なんですけれども、普及啓発事業も代替施設を設けられるということだから、ジモティーはリサイクル千歳台に行くということによろしいんですか。

○佐藤工業・建設業・雇用促進課長 そのとおり、千歳台の一角をお借りしてジモティーの事業を継続してまいります。

○桃野芳文委員 始まったときに一回見に行ったことがあるんですけども、割と広いスペースを使ってやられていた印象なんですけれども、千歳台に行っても大体同じような感じのスペースは確保できるんですか。

○佐藤工業・建設業・雇用促進課長 全く同じ広さかまでは、すみません、確認はできていないんですけども、現在の取組をそのまま継続できるような形で千歳台で行うというふうに確認はしております。

○桃野芳文委員 いろいろ区民の皆様の声とか、あと役所の方と話をしても、評判がいいというか、割とうまくいっているみたいなので、うまく代替施設でやって、またうまくバトンタッチしていただければいいなと思います。

以上です。

○平塚けいじ委員長 それでは次に、㊧ その他ですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 なければ、以上で報告事項の聴取を終わります。

○平塚けいじ委員長 次に、2 資料配付ですが、お手元の資料のとおりですので、後ほど

御覧ください。

○平塚けいじ委員長 次に、3協議事項に入ります。

㊦ 行政視察について協議いたします。

最初に、日程についてですが、あらかじめ皆様の御都合を伺い、七月八日水曜日から七月九日木曜日の一泊二日で調整させていただきました。ここで決定させていただきますが、視察の日程を七月八日水曜日から七月九日木曜日で組むことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、視察項目、視察先等についてですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 それでは、視察項目、視察先等については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

○平塚けいじ委員長 次に、㊧ 次回委員会の開催についてですが、次回委員会は、第二回定例会の会期中である六月十五日月曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 それでは、六月十五日月曜日午前十時から開催予定とすることに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○平塚けいじ委員長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長 特にないようですので、以上で本日の区民生活常任委員会を散会いたします。

午後一時三十一分散会
